

建設廃棄物適正処理の手引き

(第17回改訂版)

2025年6月

日建連 公衆災害対策委員会
環境公害対策部会
建設三団体 安全対策協議会

改訂版の発行にあたって

旧五団体合同安全公害対策本部では、建設現場の担当者が産業廃棄物に関しての法規について理解を深め、管理体制を整備し、適正処理を行うための指針として、1982年1月に「産業廃棄物の適正処理についてのしおり」を発行しました。その後、廃棄物処理法等が改正される都度、改訂を重ね、名称も「建設廃棄物適正処理の手引き」と改め、発行しております。

2009年4月、組織統合により（社）日本土木工業協会の安全環境対策本部が旧五団体事業を承継し、更に、2011年4月、3団体（日建連、土工協、建築協）の合併により、（一社）日本建設業連合会に新設された安全対策本部（その後、公衆災害対策委員会）がその事業を承継しました。

循環型社会の形成を目指す21世紀は、大量に発生する建設副産物の適正処理およびリサイクルが社会的要請ではありますが、その一環として産業廃棄物の取扱い、特に適正処理についてこの「手引き」は解説しています。

今回の改訂は、水銀使用製品廃棄物の追加の他、説明がわかりにくい文章表現等を修正しました。

この「手引き」が広く活用され、建設廃棄物の適正処理並びに建設副産物のリサイクルが促進されることを願っております。

2025年6月

日建連公衆災害対策委員会
環境公害対策部会
建設三団体安全対策協議会
（日建連、道建協、埋浚）

目 次

第1章 廃棄物	1
1. 廃棄物	1
2. 廃棄物の種類	3
2-1 一般廃棄物と産業廃棄物	3
2-2 産業廃棄物の種類	3
2-3 建設廃棄物	5
第2章 産業廃棄物の処理	8
1. 産業廃棄物処理の原則	8
1-1 自己処理責任	8
1-2 発生抑制	8
1-3 減量・再資源化	8
1-4 適正処理	8
1-5 建設工事における排出事業者	12
1-6 発注者の役割	12
2. 産業廃棄物の処理	12
2-1 自己処理	13
2-2 産業廃棄物処理業者への委託処理	14
2-3 地方公共団体等処理事業への委託処理	14
3. 産業廃棄物の委託処理	14
3-1 処理業者の選定	14
3-2 委託契約の締結	15
3-3 再委託の禁止	17
4. 産業廃棄物の処理基準	17
4-1 産業廃棄物の保管基準	17
4-2 産業廃棄物の収集運搬基準	21
4-3 産業廃棄物の処分基準	23
5. 産業廃棄物処理施設	24
6. 産業廃棄物の処理業者	27
第3章 現場における適正処理	28
1. 発注者等との協議	28
2. 計画・管理	28
3. 委託処理	30
3-1 処理業者の選定	30

3 - 2	委託契約	36
3 - 3	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	36
4.	分別・保管・運搬・処理	52
4 - 1	分別	52
4 - 2	保管	55
4 - 3	運搬	55
4 - 4	処理	55
5.	書類の整理・保管	55
第4章	現場から排出される石綿含有廃棄物等の処理	57
1.	石綿含有廃棄物等の分類	57
1 - 1	石綿含有産業廃棄物	57
1 - 2	廃石綿等	58
2.	石綿含有廃棄物等の取扱いとしての注意すべき事項	58
2 - 1	石綿含有産業廃棄物	59
2 - 2	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）	61
2 - 3	その他の注意事項	63
第5章	違反と罰則	66
1.	違反行為と事業者等に対する罰則	66
第6章	その他	70
1.	フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）について	70
2.	工程管理票について	71
3.	令和元年改正について	72
第7章	質疑応答事例	73
1.	定義	73
2.	契約	79
3.	分別・解体・保管	82
4.	処理・処分	83
5.	アスベストの処理	87

本手引きで使用する「法」「令」「規則」の呼称は、法律名が書されていない場合は以下のとおりとする

法	:	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
令	:	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
規則	:	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第1章 廃棄物

1. 廃棄物

廃棄物とは、市民の日常生活や工場、事業場などで事業活動に伴って発生するごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）をいいます。（法第2条第1項）

「法」は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

しかし、我が国においては、廃棄物が大量に排出される一方で、廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいるとはいえない状況にあります。

他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の廃棄物処理施設は、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その確保がますます困難となっており、このような傾向が続けば、将来、廃棄物の適正な処理に支障をきたしかねない深刻な状況にあります。また、産業廃棄物の不法投棄が跡を絶たず、その解決が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の減量化・再生利用の推進、廃棄物処理施設の信頼性・安全性の向上、不法投棄対策等の総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理を推進するため、平成9年6月に法改正が行われ、全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用の義務付けが導入されると共に、罰則も強化されました。

しかし、その後も不法投棄等は増加し、廃棄物処理施設の不足はその深刻さを増しました。

そこで、これらの問題を根本的に解決するため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やりサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成に向けた取組みがスタートしました。

平成12年6月、この循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が成立、公布され、この中で、廃棄物処理の優先順位（1. 発生抑制 2. 再使用 3. 再生利用 4. 熱回収 5. 適正処分）が初めて法制化されました。また、個別の廃棄物・リサイクル関係の法律も併せて整備され、廃棄物削減へ向けた法基盤が出来上がったこととなります。

平成12年の法改正では、排出事業者に対する規制が強化され、マニフェスト制度が見直されて廃棄物の最終処分までの確認が義務付けられました。

平成15年の法改正では、不法投棄に「未遂罪」が創設されました。ごみを捨て始めた段階で現行犯逮捕、また、ごみを野積みしている業者が「資源」だと主張しても自治体が廃棄物だと疑えば立ち入り検査ができるようになりました。

しかし、「未遂罪」は行為に着手しないと適用できないため、検挙事例はありませんで

した。このため、平成 16 年の法改正では、行為に着手する以前の段階でも取り締まれるように、不法投棄目的の収集や運搬を罰することができるようになりました（予備罪）。また、不法焼却に対する罰則が強化されました。

平成 17 年の法改正では、平成 16 年に起こった「岐阜市の大規模不法投棄事件」と「中国への廃プラスチックの不正輸出事件」が契機となり、再発防止のために規制が強化されました。

主な法改正の内容は、自治体の体制見直し、マニフェスト制度の運用強化、廃棄物不正輸出に対する取り締まり強化、マニフェスト虚偽記載などの罰則強化等でした。

上記のように、度重なる法改正により廃棄物の不法投棄は投棄件数、および投棄量共に減少傾向にあります。直近の令和 4 年度環境省統計でも、不法投棄量・件数の約 8 割が建設系廃棄物となっています。

これまでの改正は主に排出事業者の適正処理を主眼に行われてきましたが、平成 22 年には収集運搬業者および処理業者をも含めた全体的な改正が実施されました。

平成 22 年法改正の内容

①廃棄物を排出する事業者等による適正処理を確保するための対策強化

- ・ 事業場外で保管する際の事前届出制度を創設
- ・ 建設業にあつては元請業者に処理責任を一元化
- ・ 処理業者の処理困難時に、その旨を委託者に通知する制度
- ・ 不適正に処理された廃棄物を発見した時の土地所有者等の通報努力義務
- ・ 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務
- ・ 法人に対する従来の不法投棄等の量刑を 1 億円以下の罰金から 3 億円以下の罰金に引き上げる等

罰則の強化

②廃棄物処理施設の維持管理対策強化

③産業廃棄物処理業者の優良化の推進

④多量の産業廃棄物を搬出する事業者に対する減量等計画の作成・提出義務についての担保措置を創設

⑤廃棄物を輸入することができる者の拡充

⑥熱回収施設設置者の認定制度の創設

平成 29 年の法改正では、平成 28 年 1 月に発覚した食品廃棄物の不正転売事件が発端となり、再発防止のために規制が強化されました。

主な法改正の内容は、マニフェストの虚偽記載等を抑止するために、罰則が強化されました（旧：6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金 新：1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金）。事業活動に伴って特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、電子マニフェストの使用が義務付けられました。

また、「『規制改革・民間開放推進 3 か年計画』（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」：改正 平成 25 年 3 月 29 日、環廃産発第 130329111 号の第三「企業の分社化等に伴う雇用

関係に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し」)により、従来建設工事においては、産業廃棄物処理業の許可なく「自ら処理」できる範囲は元請け業者に限られるため、元請けに直接雇用された者による処理以外は自ら処理と認められなかったのですが、「下請け業者との契約において、廃棄物の処理にあたり元請け業者が一元的に企画・調整および指導を行うこと、処理責任は元請け業者にあること、等の取り決めについての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること」等の条件を全て満たしている場合に下請け業者による処理が元請けの自ら処理とみなせることとなりました。(細かい通知内容については通知を確認してください)

2. 廃棄物の種類

2-1 一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されますが、それぞれについて、「令」は特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物とを定めています。

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「法」「令」で定めるものを産業廃棄物といい、それ以外のものを一般廃棄物といいます。(法第2条第2項、第4項)

したがって、事業活動に伴って生じた廃棄物であっても、「法」「令」で定めていないものは一般廃棄物となります。

2-2 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類は、法第2条第4項で定義していますが、更に、この産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として令で定めています。(法第2条第5項令第2条の4)

産業廃棄物の種類を表に示すと、表-1(6頁)のようになります。

また、産業廃棄物はその環境的な性状により、大きく安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物に分けられます。安定型産業廃棄物は、地中に埋設しても環境に有害な物質を溶出しないものが該当し、管理型産業廃棄物は、環境に悪影響を及ぼすものが溶出する可能性があるため、遮水構造を有した管理型処分場に搬出しなければなりません。

2-2-1 安定型産業廃棄物

次に掲げる産業廃棄物は、安定型産業廃棄物といい、安定型最終処分場で処分することができます。

① 廃プラスチック類

次のものは除く。

- ・自動車等破砕物(自動車若しくは電気機械器具またはこれらのものの一部の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ)
- ・廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ)
- ・廃容器包装{固形状または液状の物の容器または包装であって不要物であるもの(有

害物質または有機性の物質が混入し、または付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬または処分の際にこれらの物質が混入し、または付着したことがないものを除く）をいう。以下同じ

・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ等水銀使用の表示がある製品）

② ゴムくず（天然ゴムに限る。自動車のタイヤは廃プラスチック類になる）

③ 金属くず

次のものは除く。

- ・自動車等破砕物
- ・廃プリント配線板
- ・鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの
- ・鉛製の管または板であって不要物であるもの
- ・廃容器包装
- ・水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池等）

④ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じた物を除く）および陶磁器くず

次のものは除く。

- ・自動車等破砕物
- ・廃ブラウン管（側面部に限る）
- ・廃容器包装
- ・廃石膏ボード
- ・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ等水銀使用の表示がある製品）

⑤ がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）

⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、これらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物（令第6条第3号イ）

2-2-2 管理型産業廃棄物

次に掲げる産業廃棄物は、管理型産業廃棄物といい、処分する場合は管理型最終処分場または中間処理施設で処分しなければなりません。

① 燃え殻

② 汚泥

③ 廃油

④ 廃酸

⑤ 廃アルカリ

⑥ 廃プラスチック類

廃プラスチック類の内、次のもの

- ・自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物

⑦ 木くず

⑧ 紙くず

⑨ 繊維くず

⑩ 金属くず

金属くずの内、次のもの

・自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛電池の電極であって不要物、鉛製の管または板であって不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池等）

⑪ ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず

ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くずの内、次のもの

・自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ等水銀使用の表示がある製品）

2-3 建設廃棄物

建設廃棄物は、極めて広範囲にわたっています。その形態には、固形、塊状、粒状、泥状、線状、板状と様々のものがあります。

① 土木系の廃棄物

土木系の廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、汚泥（無機性）、木くず、がれき類などです。

② 建築系の廃棄物

建築系の廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、発泡スチロール、木くず、紙くず、陶磁器くず、コンクリート破片、各種混合廃棄物などです。

特に、工作物の解体工事等に伴って発生する石綿等（重量の0.1%を超えて含有する）廃棄物は、安定型または管理型最終処分場に他の廃棄物と分別して埋立処分ができる石綿含有産業廃棄物と、管理型または遮断型最終処分場で埋立処分しなければならない特別管理産業廃棄物に指定されている廃石綿等に区分されています。

そして、その処理基準や委託の基準などが「法」や「令」等で規定されています。この石綿等の処理については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月令和6年2月改正）厚生労働省、環境省」など、各種マニュアル等が発行されていますので参照して下さい。

建設発生土は、一般的には有用物として埋立や宅地造成等に用いられるため、「法」でいう廃棄物からは除かれています。建設発生土にがれき類等が混入していたり、含水率が高く粒子の微細な泥状のものは産業廃棄物と判断される場合があります。

この土砂か汚泥かの判断の基準は、地方公共団体によって多少の差異があるようなので、その取扱いに当たっては十分な注意が必要です。

表一1 産業廃棄物の種類

(法第2条第4項、第5項、政令第2条、第2条の4)

法 律	産 業 廃 棄 物	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物
1. 燃 燬 2. 汚 泥 3. 廃 油 4. 廃 酸 5. 廃 ア ル カ リ 6. 廃 プ ラ ス チ ャ ッ ク 類	<p>建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る） 出版業（印刷出版を行うものに限る） 製本業 印刷物加工業 PCBが塗布され、又は染み込んだもの（業種の限定はない）</p>	<p>産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定める廃棄物</p>
① 紙 く ず	<p>建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る） 出版業（印刷出版を行うものに限る） 製本業 印刷物加工業 PCBが塗布され、又は染み込んだもの（業種の限定はない）</p>	<p>① 廃油（燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く） ② 廃酸（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る） ③ 廃アルカリ（^ク） ④ 感染性産業廃棄物（病院等の医療関係の施設において生じた感染性のおそれのある廃棄物） ⑤ 特定有害産業廃棄物</p>
② 木 く ず	<p>建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む） パルプ製造業 輸入木材の卸売業 PCBが染み込んだもの（業種の限定はない）</p>	<p>イ) 廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油） ロ) PCB汚染物 政令第2条の五のロ1）～8）を参照して下さい PCB処理物（廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないものに限る） 廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ） 及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る） ホ) 下水道法施行令第13条4で指定された汚泥（環境省令で定める基準に適合しないものに限る） 及びこの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）</p>
③ 織 維 く ず	<p>建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く） PCBが染み込んだもの（業種の限定はない）</p>	<p>ヘ) 新さい（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）及びこの新さいを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る） ト) 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち石綿建材除去事業に係るもの）</p>
食 料 品 製 造 業 ④ 医 薬 品 製 造 業 香 料 製 造 業	<p>において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</p>	<p>以降の特定有害産業廃棄物については、政令第2条の4第5号チ～ル、第6号～第11号を参照して下さい。</p>
④ の 2 と 畜 場 法 第 3 条 第 2 項 に 規 定 す る と 畜 場 に お い て と さ つ し、 又 は 解 体 し た 同 条 第 1 項 に 規 定 す る 賦 着 及 び 食 鳥 処 理 の 事 業 の 規 制 及 び 食 鳥 検 査 に 関 す る 法 律 第 2 条 第 6 号 に 規 定 す る 食 鳥 処 理 場 に お い て 食 鳥 処 理 し た 同 条 第 1 号 に 規 定 す る 食 鳥 に 係 る 固 形 状 の 不 要 物	<p>に 係 る も の</p>	<p>⑤ ゴムくず ⑥ 金属くず ⑦ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く）及び陶磁器くず ⑧ 鉄さい ⑨ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（かき類） ⑩ 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る） ⑪ 動物の死体（^ク）</p>
⑫ 大 気 汚 染 防 止 法 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る ば い、 煙 発 生 施 設、 ダ イ オ キ シ ン 類 対 策 特 別 措 置 法 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る 特 定 施 設（ダイオキシン類（同条第1項に規定するダイオキシン類をいう）を発生し、及び大気中に排出する物に限る）又は上記1～6および①～⑩（①～③、⑤～⑨）は事業活動に伴って生じた物に限る）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	<p>に 係 る も の</p>	<p>⑫ 上記1～6、①～⑫（①～③、⑤～⑨及び⑫）は事業活動に伴って生じたものに限る）を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの</p>

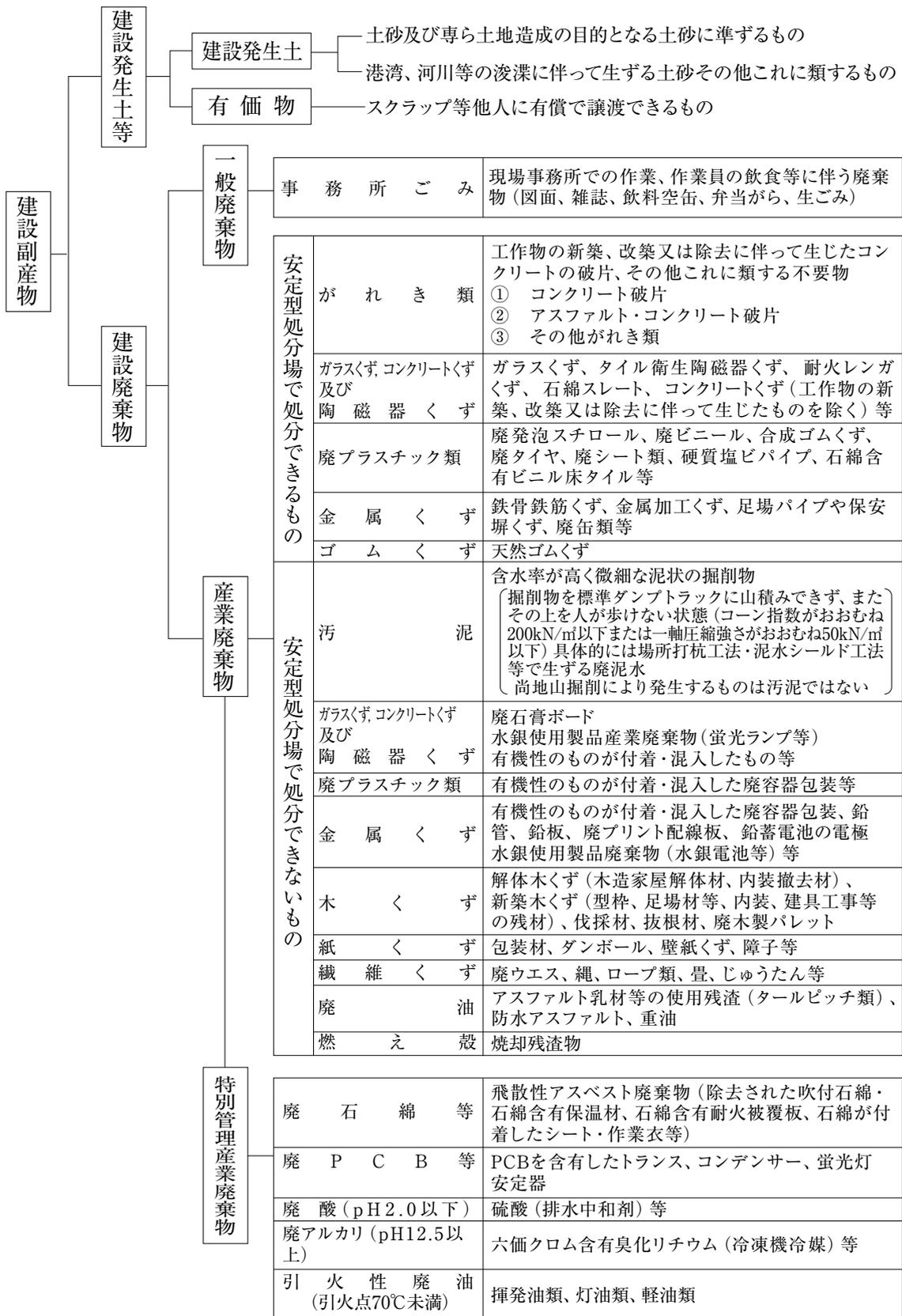


図-1 建設副産物の具体例

第2章 産業廃棄物の処理

1. 産業廃棄物処理の原則

1-1 自己処理責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で、政令で定める処理基準に従って適正に処理しなければなりません。(法第3条第1項)

1-2 発生抑制

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、設計・施工方法を検討して廃棄物の発生量を可能な限り少なくしなければなりません。(法第1条、第3条第2項)

1-3 減量・再資源化

事業者は、廃棄物の減量・再資源化を図るため、廃棄物を積極的に再生利用する必要があります。(資源の有効な利用の促進に関する法律第4条)

そのためには、極力現場内で再生利用することが望まれますが、それが不可能な場合には、分別を徹底して、できるだけ再資源化施設へ持ち込むべきです。また、再資源化不能物についても、極力現場内で減量化および安定化させるための中間処理を行うべきです。

勿論、再生利用、中間処理を行うに際しては、生活環境の保全に十分留意しなければなりません。また、中間処理を行うことが出来るのは、原則元請け業者ですが、廃棄物の処理業の許可を持った者に委託することもできます。

なお、再生利用の目的となる産業廃棄物として都道府県知事等*の個別指定、あるいは一般指定を受けて廃棄物の再生利用を進める制度があります。

また、環境大臣による再生利用認定制度があり、建設業においては、再生利用が促進されると認められる産業廃棄物として、建設工事から生ずる無機性の汚泥が指定されており、この汚泥は、河川法に規定する高規格堤防（スーパー堤防）の築造材に限定して再生利用できるようになっています。なお、廃棄物の利用促進については「建設副産物リサイクルの手引き」を参照して下さい。

1-4 適正処理

事業者は、発注者、協力業者（下請業者）および廃棄物処理業者と互いに協力して、廃棄物を適正に処理しなければなりません。そのためには、整備された社内管理体制のもとで、計画的な処理に努める必要があります。

なお、多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者は、処理計画を作成し、都道府県知事等に提出しなければなりません。また、その計画の実施状況も報告しなければ

〈*：本手引きにおける都道府県等、都道府県知事等：都道府県と政令市^{注1}を含み、単に都道府県、都道府県知事という場合は政令市は含まない。〉

(注1) 政令市

ここでいう「政令市」とは、廃棄物処理法の施行令第27条（政令で定める市の長による事務の処理）で定められた市であり、具体的には表-2のようになっています。

表-2 政令市

(令和4年7月5日現在)

<p>■地方自治法に規定する指定都市（20市）</p> <p>札幌市／仙台市／さいたま市／千葉市／川崎市／横浜市／相模原市／新潟市／静岡市／浜松市／名古屋市／京都市／大阪市／堺市／神戸市／岡山市／広島市／北九州市／福岡市／熊本市</p> <p>■地方自治法に規定する中核市（62市）</p> <p>旭川市／函館市／青森市／八戸市／盛岡市／秋田市／山形市／福島市／郡山市／いわき市／水戸市／宇都宮市／高崎市／前橋市／川越市／川口市／越谷市／船橋市／柏市／八王子市／横須賀市／富山市／金沢市／福井市／甲府市／長野市／松本市／岐阜市／豊橋市／岡崎市／豊田市／一宮市／大津市／高槻市／枚方市／東大阪市／寝屋川市／吹田市／八尾市／豊中市／姫路市／尼崎市／明石市／西宮市／奈良市／和歌山市／倉敷市／鳥取市／松江市／福山市／呉市／下関市／高松市／松山市／高知市／久留米市／佐世保市／長崎市／大分市／宮崎市／鹿児島市／那覇市</p>
--

下記に多量排出事業者処理計画等の帳票を示します。

様式第二号の八（規則第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		年 月 日
都道府県知事 (市長) 殿		
提出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称		
事業場の所在地		
計画期間		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類		
②事業の規模		
③従業員数		
④産業廃棄物の一連の処理の工程		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

様式第二号の八（規則第八条の四の五関係）

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

(第6面)

備考
<p>1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。</p> <p>2 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。</p> <p>(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。</p> <p>(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。</p> <p>(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。</p> <p>4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。</p> <p>5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。</p> <p>6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。</p> <p>7 ※欄は記入しないこと。</p>

様式第二号の九（規則第八条の四の六関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における計画期間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

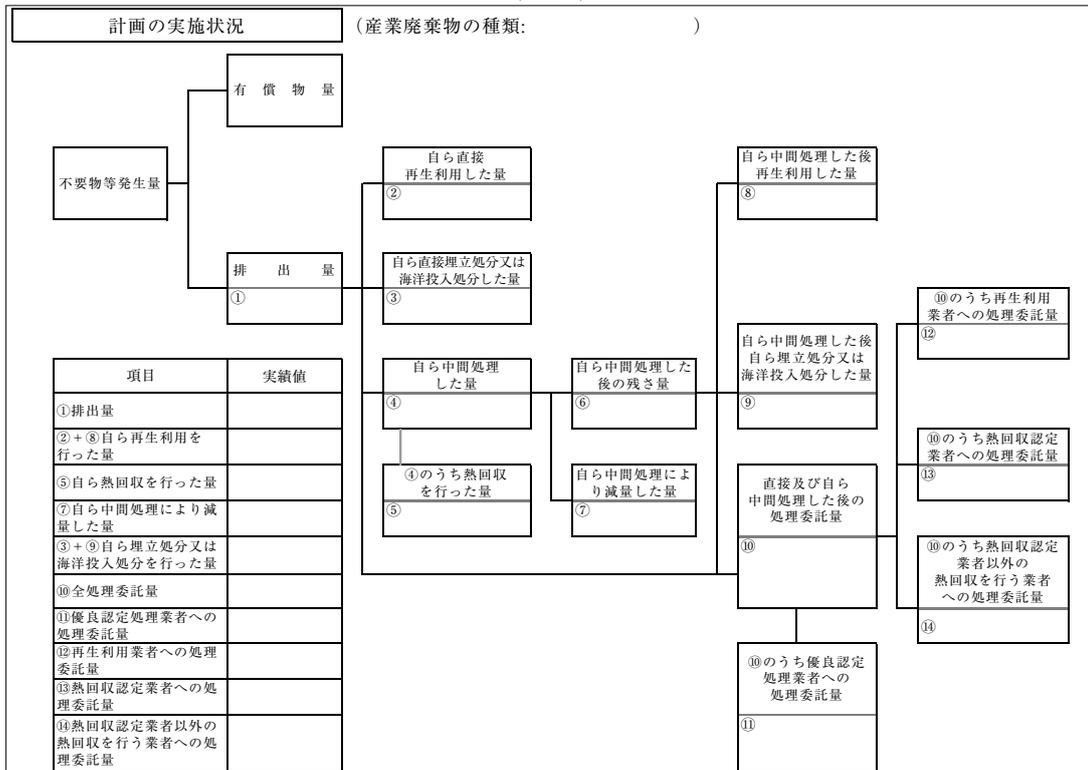
(日本工業規格 A列4番)

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1) から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)



ばなりません。

(法第 12 条第 9 項、第 10 項)

また、都道府県知事等*による多量排出事業者処理計画等の公表方法をインターネットの利用によることとしました。

(規則第 8 条の 4 の 7)

1-5 建設工事における排出事業者

建設工事に伴い生じる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者（発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者）が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有します。

(法第 21 条の 3 第 1 項)

したがって、発生した廃棄物は、元請業者の責任において適正に処理しなければなりません。

そこで、元請業者が産業廃棄物の処理を自ら行わず他の者に行わせる場合は、政令で定める基準に従い、その産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分の業の許可を持つ者その他環境省令で定める者に委託しなければなりません。

(法第 12 条第 5 項、第 6 項)

そして、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認（中間処理場の稼働状況や処理状況、最終処分場の残余容量、廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出の有無等々）を実地に行うか、もしくは処理業者の公表情報から行ったうえで、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

(法第 12 条第 7 項)

併せて、下請負人に対して現場内保管、自ら運搬および処理委託に関する例外規定が担保されました。

(法第 21 条の 3 第 2 項、第 3 項、第 4 項)

1-6 発注者の役割

建設工事に伴って生じた廃棄物を適正に処理するためには、発注者の役割が重要です。

そこで、国土交通省の『建設副産物適正処理推進要綱』（平成 5 年 1 月制定、平成 14 年 5 月改正）の「第 5 発注者の責務と役割」で、次のように規定しています。

(1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

(2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

と規定しています。

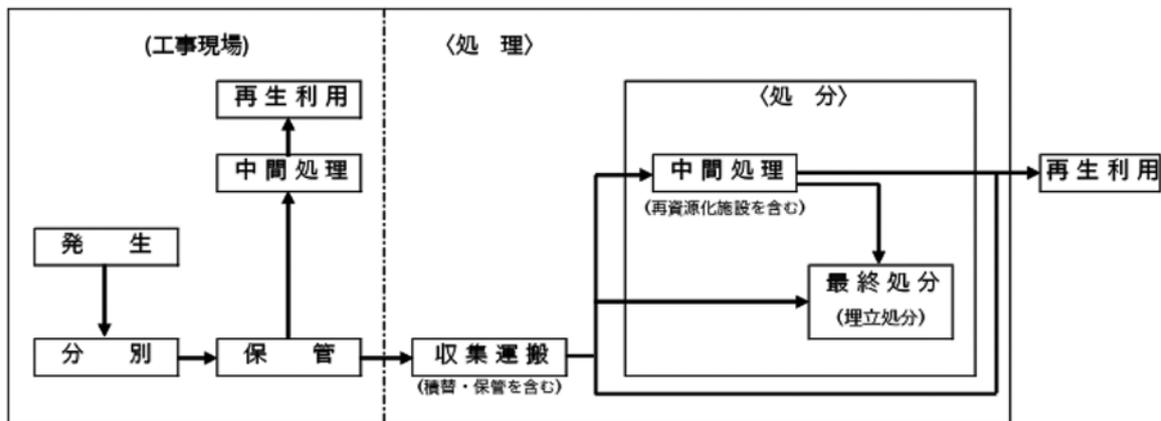
これは、要綱なので法的な拘束力はありませんが、ぜひ発注者の理解、協力が必要です。

2. 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理とは、**図-2**に示すように産業廃棄物が発生してから最終的に処分さ

れるまでの行為、すなわち、産業廃棄物の「保管」（産業廃棄物が現場から搬出されるまでの間の保管）、「収集運搬」（積替・保管を含む）および「処分」と呼ばれているものの一連の流れをいいます。

また、「処分」とは、最終的に自然界にもどす（埋め立てる）ことを意味する「最終処分」と、その前段階で産業廃棄物の減量化および安定化のために必要な脱水、破碎、焼却などの処理を行う「中間処理」との二つの意味を含んでおり、更に「最終処分」とは、「埋立処分」、「海洋投入処分」または「再生」をいいます。（法第12条第5項）



図－2 産業廃棄物の主な流れ

特別管理産業廃棄物は海洋投入処分を行うことができません。

（令第6条の5第1項の第4号）

なお、平成7年7月14日「廃棄物処理法施行令」および「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令」が改正され、平成8年1月1日からは産業廃棄物の海洋投入処分は原則禁止となりました。（令第6条第1項第4号）

さらに平成29年4月1日より「海洋汚染防止法」の制度改正により、建設汚泥を含めた産業廃棄物の海洋投入処分は実質的にできなくなりました。

産業廃棄物の処理は、事業者自ら処理しなければならないと法第11条第1項に定められていますが、一方で、政令で定める基準に従って運搬、処分をそれぞれ都道府県知事等の許可を受けた業者その他環境省令で定める者に委託することができることは、第2章1-5で説明したとおりです。

このような産業廃棄物の処理形態には次のような場合があります。

2-1 自己処理

事業者が廃棄物の収集運搬、処分（中間処理、資源化再生利用、最終処分）のすべてまたは一部を自ら行うことです。

なお、平成17年4月から産業廃棄物の収集運搬車両には表示と書面の備え付けが義務付けられました。詳細は4. 産業廃棄物の処理基準を参照して下さい。

2-2 産業廃棄物処理業者への委託処理

都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者その他環境省令で定める者に委託して処理することです。

2-3 地方公共団体等処理事業への委託処理

一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県知事が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を地方公共団体等へ委託して処理することです。
(法第11条第2項、第3項)

建設工事に伴って発生する産業廃棄物の処理形態は、産業廃棄物処理業者への委託処理がほとんどです。

3. 産業廃棄物の委託処理

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次の事項に留意しなければなりません。(ここでは、基本的な事項にとどめ、第3章3. 委託処理で詳しく説明します)

3-1 処理業者の選定

収集運搬業者、処分業者が業の許可を得ていることを許可証等により確認しなければなりません。確認する事項は、次のとおりです。

3-1-1 収集運搬業者

① 取扱い可能な地域

廃棄物の発生した地域外の処分地へ運搬を委託する場合には、廃棄物の発生した場所(積み込む場所)と処分場所(おろす場所)の両方の都道府県知事等の許可を持つ者でなければならない。同一都道府県内だけの移動であれば、当該都道府県知事の許可のみで可。また、同一政令市内のみの場合は、当該政令市長の許可で可能です。(積替え保管を行う場合は積替え保管を行う場所の都道府県知事等の許可が必要。)(注1)(令第27条)

② 収集運搬の許可内容

委託する廃棄物は収集運搬業者が許可を受けている「産業廃棄物の種類」の物であること。

③ 特別管理産業廃棄物の許可の有無

特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む)の収集運搬を他人に委託する場合には、その業の許可を受けた者に委託しなければならない。(法第12条の2第5項)

④ 許可期限

許可は、5年(優良業者と認められたものは7年)ごとに更新を受けなければその効力を失う。

(法第14条第2項、令第6条の9、法第14条の4第2項、令第6条の13)

(注1)

廃棄物の発生した地域以外の処分地への運搬を委託する場合の注意。

…一例として…

A県で発生したものを、B県を通過してC県の処分場所への運搬を委託する場合には、収集運搬業者がA県（積み込む場所）とC県（おろす場所）の両方の許可を持っていなければ委託することができません。

この場合、途中通過するB県の許可は不要です。

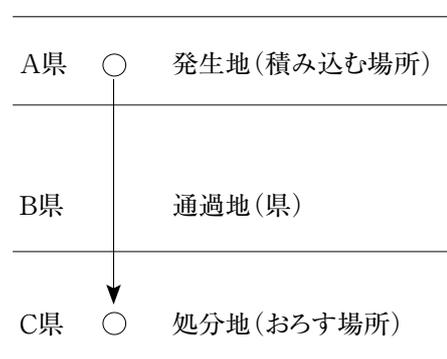


図-3 運搬経路の例

3-1-2 処分業者（中間処理業者、最終処分業者）

① 処理施設の場所および許可の有無

中間処理施設や埋立処分場の場所について確認する。また、処理施設のある都道府県知事等の許可の有無を確認する。

② 処理施設の許可内容および処理能力

処理施設が取り扱うことのできる「産業廃棄物の種類」および許可されている「施設の内容、処理能力」等を確認する。

③ 特別管理産業廃棄物の許可の有無

特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む）の処分を他人に委託する場合には、その業の許可を受けた者に委託しなければならない。（法第12条の2第5項）

④ 許可期限

許可の有効期限を確認する。

許可は、5年（優良業者と認められたものは7年）ごとに更新を受けなければその効力を失う。

（法第14条第7項、令第6条の11、法第14条の4第7項、令第6条の14）

なお、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る「評価制度」について、詳細はp.35《参考》を参照して下さい。

3-2 委託契約の締結

3-2-1 委託契約の記載・確認事項

排出事業者は、収集運搬業者並びに処分業者（中間処理業者、最終処分業者）とそれぞれ書面により、委託契約を締結しなければなりません。そして、その委託契約書には、委託先の処理業者の許可証の写しを添付するほか、次の事項についての条項が含まれていなければなりません。

① 委託する産業廃棄物の種類および数量

- ② 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ③ 処分または再生を委託するときは、その処分または再生の場所の所在地、その処分または再生の方法およびその処分または再生に係る施設の処理能力
- ④ 処分を（中間処理業者に）委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および最終処分に係る施設の処理能力
- ⑤ 委託契約の有効期間
- ⑥ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑦ 許可を受けた受託者の事業の範囲
- ⑧ 運搬に係る委託契約にあっては、受託者が積替えまたは保管を行う場合には、その積替えまたは保管の場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類および積替えのための保管上限
- ⑨ ⑧において、受託する産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、その積替えまたは保管の場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- ⑩ 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の事項に関する情報
 - a 産業廃棄物の性状および荷姿に関する事項
 - b 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等その産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - c 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - d 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、JIS C 0950 に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - (1) 廃パーソナルコンピュータ (2) 廃ユニット形エアコンディショナー
 - (3) 廃テレビジョン受信機 (4) 廃電子レンジ (5) 廃衣類乾燥機
 - (6) 廃電気冷蔵庫 (7) 廃電気洗濯機
 - e 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - f その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ⑪ 委託契約の有効期間中に当該廃棄物情報に係る情報に変更あった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ⑫ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑬ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

「委託契約に含まれるべき事項」が網羅された委託契約書で、通常の産業廃棄物を委託する場合は、処理業者に適正処理のために必要な廃棄物情報が提供されますが、化学物質系の廃棄物の場合は、有害特性等の廃棄物情報が十分に提供されないことに起因する自然発火、化学反応等による事故や有害物質の混入等による事故がおきやすく、これらを未然に防止するために、廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示す「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）が策定されています。「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の本文は、環境省ホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

また、運搬と処分、再生を委託する者が異なる場合は、運搬を委託しようとする者に対し処分または再生を委託しようとする者の氏名または名称を、処分または再生を委託しようとする者に対し運搬を委託しようとする者の氏名または名称を記載した文書を交付することとなっています。

(法第12条第6項、令第6条の2、規則第8条の4、規則第8条の4の2)

特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む)の運搬、処分を委託する場合の基準は、前記産業廃棄物の委託基準のほか、運搬、処分、再生を委託しようとする者に対し、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿および取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知することとなっています。(法第12条の2第6項、令第6条の6、規則第8条の16)

3-2-2 委託契約書の保存期間

委託契約書および書面は、契約の終了の日から環境省令で定める期間保存することとされており、その保存期間は5年です。(令第6条の2第5号、規則第8条の4の3)

3-3 再委託の原則禁止

排出事業者から委託を受けた収集運搬業者または処分業者は、その産業廃棄物の収集運搬または処分を他人に委託(再委託)することは原則できません。

ただし、再委託の基準に従って委託する場合は、再委託することが認められています。

再委託基準は次のとおりですが、再委託は事故等の突発緊急的なやむを得ない事態を想定して定められている基準であり、この趣旨に沿った運用のみが認められるものです。

また、再委託の申し出があった際には、元請けがその再委託先と直接委託契約を結ぶことを推奨します。

- ① あらかじめ、排出事業者から委託を受けた者(受託者)は排出事業者に対して、再委託を受ける者(再受託者)の氏名・名称、およびその再受託が委託基準に適合していることを明らかにすること。
- ② あらかじめ、排出事業者の書面による承諾が必要であること。(記載事項略)
- ③ 受託者は再受託者に対し委託契約書記載事項を記載した文書を交付すること。
- ④ その他、委託基準に適合していること。(受託者・再受託者間の書面契約が必要)
- ⑤ 排出事業者は、承諾書の写しを承諾日から5年間保存しなければならないこと。

(以上、法第14条第16項但し書き、令第6条の2第6号、令第6条の12、規則第8条の4の4、規則第10条の6の6、規則第10条の7)

なお、特別管理産業廃棄物についても、別途、同趣旨の規定があります。

4. 産業廃棄物の処理基準

4-1 産業廃棄物の保管基準

排出事業者は、自ら排出した産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境保全上支障のないように保管する必要があります。このため、産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の保管基準が定められています。また、収集運搬に伴う保管や中間処理の場合も保管基準が定められています。

4-1-1 建設工事現場内における保管基準

現場で分別したものは、早期に現場外に搬出することが望ましいのですが、一時的に現場内で保管しなければならない場合には、周辺的生活環境の保全が十分確保できるよう、以下の項目に留意する必要があります。

産業廃棄物の保管基準は次のとおりです。

- ① 飛散・流出しないようにし、粉塵防止や浸透防止等の対策をとること。
- ② 汚水が生じるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域および地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ③ 悪臭が発生しないようにすること。
- ④ 保管施設には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑤ 周囲に囲いを設けること。なお廃棄物の荷重が囲いにかかる構造である場合には、その囲いを構造耐力上安全なものにすること。
- ⑥ 産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が見やすいところに設けられていること。
 - 1) 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
 - 2) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）
 - 3) 保管場所の管理者の氏名または名称および連絡先
 - 4) 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積み上げ高さ
 - 5) 掲示板の大きさ 縦 60 cm 以上 × 横 60 cm 以上
- ⑦ 廃棄物を容器に入れず屋外で保管する場合は、次のようにすること。

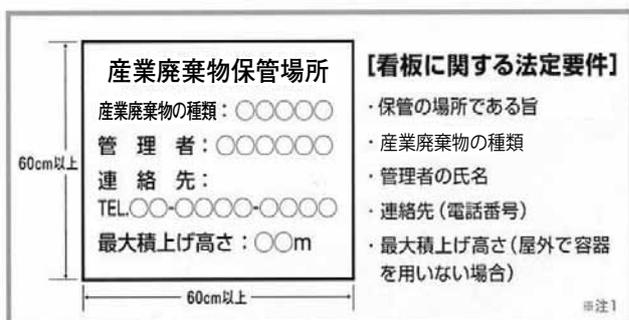
< 図-4 参考 >

 - 1) 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50 % 以下。
 - 2) 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側 2 m は囲いの高さより 50 cm の線以下とし、2 m 以上の内側は勾配 50 % 以下とする。（勾配 50 % とは、底辺：高さ = 2：1 の傾きで約 26.5 度）
- ⑧ 可燃物の保管には消火設備を設けるなど火災時の対策を講ずること。
- ⑨ 作業員等の関係者に保管方法等を周知徹底すること。
- ⑩ 廃泥水等液状または流動性を呈するものは、貯留槽で保管する。また、必要に応じ、流出事故を防止するための堤防等を設けること。
- ⑪ がれき類は崩壊、流出等の防止措置を講ずるとともに、必要に応じ散水を行うなど粉塵対策を講ずること。

なお、平成 29 年 10 月 1 日より、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ等）に関しては、その他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。破碎しないように取り扱うこと。また、掲示板には、ガラスくず、金属くずといった水銀使用製品産業廃棄物の性状を踏まえた産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を示すこと。

《参 考》

保管場所の掲示板



保管場所掲示板設置例



保管方法 (容器の無い場合)

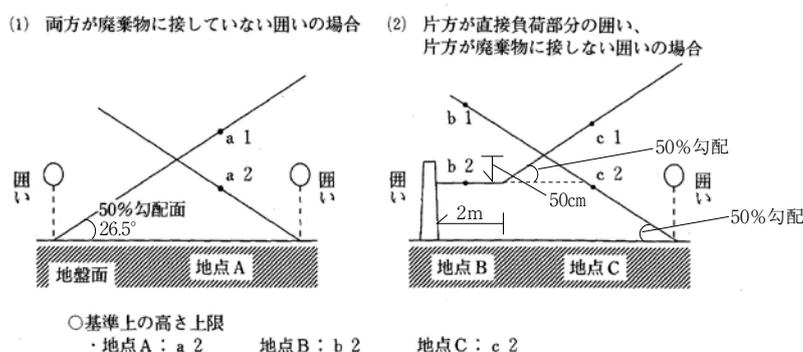


図-4 保管場所の表示、保管方法 (容器の無い場合)、高さ上限の判定例

保管場所を示す掲示板は一団の保管場所ごとに設置が必要であり、同一敷地内でも遠隔地に保管場所がある場合には、そこにも個別に設けることが必要です。入口ゲート横の仮囲い等に表示看板を取付けて、敷地内の保管場所に掲示板を設置しないことは保管場所を設けたことにはあたりません。

4-1-2 特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物の保管基準では、上記の産業廃棄物の保管基準がそのまま適用されるほか、以下の措置を講ずることが定められています。

- ① 特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設けるなどの措置を講じる。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在する場合で、それ以外のものが混入するおそれのない場合は、この限りではない。
- ② 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物、または PCB 処理物は、容器に入れて密封するなど、揮発防止および高温にさらされないための措置を講じる。
- ③ 特別管理産業廃棄物である廃酸または廃アルカリは、容器に入れて密封するなど、腐食を防止するための措置を講ずる。
- ④ PCB 汚染物または PCB 処理物は、その腐食防止のための措置を講ずる。

- ⑤ 特別管理産業廃棄物である廃石綿は、梱包するなど飛散防止のための措置を講ずる。
- ⑥ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密封するなど、腐敗防止のための措置を講ずる。
- ⑦ 廃水銀等は、容器に入れて密封する等当該廃棄物の飛散、流出、または揮発の防止のために必要な措置を講ずる。また、高温にさらされないために必要な措置を講ずること。さらに、腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(法第12条の2第2項、規則第8条の13)

4-1-3 収集・運搬における積替保管基準

収集運搬における保管基準は以下のとおりです。

- ① あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ② 搬入された産業廃棄物の量が、積替え保管場所において適切に保管できる量を超えないこと。
- ③ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

なお、保管基準の具体的な内容は、前記、建設工事現場内における保管基準、特別管理産業廃棄物の保管基準に準じます。

収集・運搬における積替保管数量の上限は次のとおりです。

保管上限 = 1日当たりの平均搬出量の7日分

(法第12条第1項、令第6条第1項)

4-1-4 中間処理施設における保管基準

中間処理における保管基準には以下のものがあります。

- ① 保管期間は、産業廃棄物の処理施設において、適正な処分または再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならない。

なお、保管基準の具体的な内容は、前記、建設工事現場内における保管基準、特別管理産業廃棄物の保管基準に準じます。

処分再生における保管数量の上限は次のとおりです。

保管上限（基本数量） = 1日の処理能力の14日分

(法第12条第1項、令第6条第2項)

ただし、建設業に係る産業廃棄物において、工作物の新築、改築もしくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く）、アスファルト・コンクリートの破片または廃プラスチック類で分別されているものは下記による。

- ・木くず、コンクリートの破片は1日の処理能力の28日分
- ・アスファルト・コンクリートの破片は1日の処理能力の70日分
- ・優良認定産業廃棄物処理業者の廃プラスチック類は1日の処理能力の28日分

(規則第7条の8第4項)

なお、この上限規定は再生を行う処理施設において再生のために保管する場合の規定であって、建設工事現場内に保管する場合は適用されません。

4-1-5 排出事業者が産業廃棄物を場外で保管する場合の届出

建設工事に伴い発生する産業廃棄物を、排出事業者が事業場の外に、当該産業廃棄物の保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上である場所において、自ら保管を

しようとするときは、事前に、その旨を都道府県知事等に届け出なければなりません。

ここでいう建設工事に伴い産業廃棄物を生じる事業場とは、建設工事現場をいうことから、建設工事現場以外の場所において当該産業廃棄物の保管を行う場合、届出の対象となります。

産業廃棄物の保管の用に供される場所の面積や保管方法等については、地方自治体で独自の基準を設定していないか確認してください。

また、保管方法、保管する廃棄物の種類、保管容量等が変更になる場合も事前の届出の対象となり、廃止する場合は保管を止めた日から30日以内に届出が必要です。

(法第12条第3項、規則第8条の2の2、規則第8条の2の6)

一度事業場から搬出された廃棄物は積替保管の基準が適用され、最大保管容量は1日の平均搬出量の7倍以内となります。

4-2 産業廃棄物の収集運搬基準

産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、次の基準に従わなければなりません。

- ① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
 - ② 悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ③ 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
 - ④ 運搬車、運搬容器、運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出し、および悪臭が漏れるおそれのないものであること。
 - ⑤ 運搬車の車体の外側両側面に、環境省令で定めるところにより産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令に定める書面を備え付けておくこと。(次頁参照)
- (令第6条第1号、規則第7条の2の2)
- ⑥ 水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないような方法により行い、他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること。なお、積替えまたは保管をする場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - ⑦ 積替えを行う場合は下記の基準によること。
 - a 積替えは、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - b 積替えの場所から産業廃棄物が飛散、流出および地下への浸透、悪臭の発散等しないように必要な措置を講ずること。
 - c 積替えの場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

保管を行う場合の基準は、4-1を参照して下さい。

(法第12条第1項、令第6条第1号)

また、特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う場合の基準も定められていますが、ここでは省略します。(法第12条の2第1項、令第6条の5第1号)

《参考》環境省パンフレットより

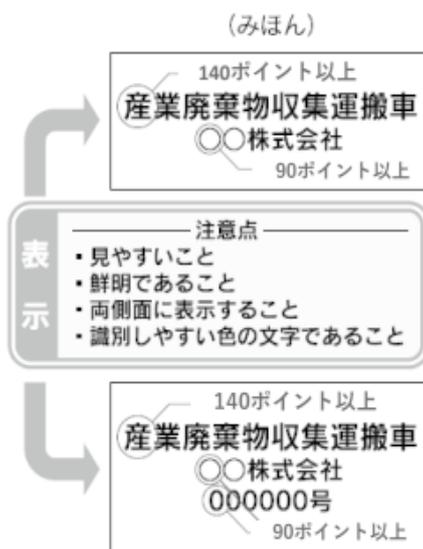
産業廃棄物運搬車両の表示項目

排出事業者が自分で運搬する場合

- i 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ii 排出事業者名

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- i 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ii 業者名
- iii 許可番号（下6けた以上）



※ 水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬／処分業許可業者に委託しなければならない。また、委託契約書及びマニフェストにおいては、産業廃棄物の種類（ガラスくず、金属くず等）の欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載する。

産業廃棄物運搬車両の備え付書面

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名または名称および住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ・許可証の写し

電子マニフェストの場合

- ・許可証の写し
- ・電子マニフェスト使用証
- ・伝票（産廃の種類・数量、委託者、積載日等）電子情報でも可



4-3 産業廃棄物の処分基準

排出事業者は処理場を確認する際、産業廃棄物の処分（埋立処分および海洋投入処分を除く）または再生において、次の基準に従っていることを確認しなければなりません。

- ① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 処分または再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④ 焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
(規則第1条の7)
保管を行う場合の基準は、4-1を参照して下さい。

(法第12条第1項、令第6条第2号)

産業廃棄物の埋立処分に当たっては、次の基準に従わなければなりません。

- ① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- ② 悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④ 埋立地には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑤ 埋立処分を終了する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように表面を土砂で覆うこと。
- ⑥ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。
- ⑦ 埋立地からの浸出液によって公共の水域および地下水を汚染するおそれがある場合で、かつ、そのおそれがないように必要な措置が講じられていない埋立地において埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築または除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、環境大臣が定める方法による措置）を講ずること。
- ⑧ 周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所であることの表示がなされている場所で行うこと。
- ⑨ 有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域および地下水と遮断されている場所で行うこと。
- ⑩ ⑨の有害な産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分は、埋立地からの浸出液によって公共の水域および地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置が講じられている埋立地で行うこと。
- ⑪ 汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く）を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、または含水率85%以下にすること。

その他有機性の汚泥、廃油、廃プラスチック類等の埋立処分を行う場合の基準が定められていますが、ここでは省略します。（法第12条第1項、令第6条第3号）

また、特別管理産業廃棄物の処分および埋立処分を行う場合の基準も定められていますが、ここでは省略します。

（法第12条の2第1項、令第6条の5第2号、第3号、第4号）

【処理施設に係る技術上の基準は、規則第12条の6および第12条の7、最終処分場については技術上の基準を定める命令（環境省令）に定められています。なお、安定型最終処分場においては、搬入された産業廃棄物を埋め立てる前に搬入車両から降ろして拡げ、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入がないことを目視により確認する展開検査が義務付けられています。】

5. 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物の中間処理施設および最終処分場をいい、政令で定められています。そして、この処理施設を設置しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。（法第15条第1項）

政令で定める産業廃棄物処理施設は表-3のとおりです。特に、最終処分場の設置に際しては、規模の大小や自家埋立・埋立処分業の別を問わず処理施設設置の許可が必要です。

処理施設設置の手続きの詳細は省略しますが、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上を図るための次のような手続きが定められています。

- ① 処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査し、その結果を設置許可申請書に添付すること。（法第15条第3項）
- ② 都道府県知事は設置許可申請書および生活環境影響調査結果を公衆に告示・縦覧（1ヶ月間）すること。（法第15条第4項）
- ③ 処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村長の意見を聞くこと。（法第15条第5項）
- ④ 処理施設の設置に関し利害関係がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで都道府県知事等に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができること。（法第15条第6項）

【②～④の規定は、焼却施設および最終処分場に限定されています。（令第7条の2）】

この産業廃棄物処理施設については、次のことを守らなければなりません。

イ 最終処分場である場合は、災害防止のための計画が定められていること。

（法第15条第2項第8号）

ロ 許可に係る処理施設について、処理する産業廃棄物の種類、処理能力、構造等を変更しようとするときは、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

（法第15条の2の6）

ハ 処理施設に係る技術上の基準および当該処理施設の許可に係る申請書に記載した維

持管理に関する計画に従い、施設の維持管理をしなければならないこと。

(法第 15 条の 2 の 3)

ニ 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画および当該処理施設の維持管理の状況に関する環境省令で定める情報をインターネットの利用等適切な方法で公表しなければならないこと。(法第 15 条の 2 の 3 第 2 項)
(対象施設)

・焼却施設 ・石綿溶融施設 ・PCB 処理施設 ・最終処分場

ホ 処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、その事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならないこと。

ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りではありません。
(法第 12 条第 8 項)

ヘ 処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、令で定める資格を有する技術管理者を置かなければならないこと。

この技術管理者は、「規則第 17 条」に規定する“学歴、経験等”の要件を備え、かつ、厚生省（現厚生労働省）生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環第 96 号」（平成 12 年 12 月 28 日）において『技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設および事業場の類型ごとに必要な専門的知識および技能に関する講習等を終了することが望ましいものであること。』と示されています。

必要とする学歴、経験、講習等は（一財）日本環境衛生センターホームページを参照ください。

<http://www.jesc.or.jp/training/tabid/120/Default.aspx>

ただし、処理施設の設置者が自ら技術管理者として管理する場合は、この限りではありません。
(法第 21 条)

【技術管理者の資格は、規則第 17 条に定められていますが、ここでは省略します。】

なお、平成 17 年 3 月 25 日付「行政改革通知」により、脱水施設の要件が緩和されました。
第 6 章 質疑応答事例集 問 8 を参照して下さい。

表－3 許可を受けなければならない産業廃棄物処理施設（15条施設）
（法第15条第1項、令第7条）

処理施設	規模	備考
1.汚泥の脱水施設	処理能力が10 m ³ /日を超えるもの	
2.汚泥の乾燥施設	処理能力が10 m ³ /日を超えるもの	○天日乾燥施設にあつては、100 m ³ /日を超えるもの
3.汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・処理能力が5 m ³ /日を超えるもの ・処理能力が200 kg/時以上のもの ・火格子面積が2 m ² 以上のもの	○PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
4.廃油の油水分離施設	処理能力が10 m ³ を超えるもの	○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く
5.廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・処理能力が1 m ³ /日を超えるもの ・処理能力が200 kg/時以上のもの ・火格子面積が2 m ² 以上のもの	○廃PCB等を除く ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く
6.廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が50 m ³ /日を超えるもの	
7.廃プラスチック類の破壊施設	処理能力が5 t/日を超えるもの	
8.廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・処理能力が100 kg/日を超えるもの ・火格子面積が2 m ² 以上のもの	○PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
8の2.木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5 t/日を超えるもの	
9.有害物質※を含むコンクリート固形化施設	全て	※：水銀、カドミウム等34項目の指定あり
10.水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全て	
11.汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全て	
11の2.廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全て	
12.廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全て	
12の2.廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全て	○PCB汚染物に塗付され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む
13.PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全て	
13の2.産業廃棄物の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ・処理能力が200 kg/時以上のもの ・火格子面積が2 m ² 以上のもの	○第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く
14 最終 処分 場	イ遮断型最終処分場	全て ○処分可能な産業廃棄物① ・有害な産業廃棄物（政令第6条第3号ハ） ・特別管理産業廃棄物（政令第6条の5第3号イ）
	ロ安定型最終処分場	全て ○水面埋立地を除く ○処分可能な産業廃棄物② 下記の安定型産業廃棄物 ・廃プラスチック類 ・ゴムくず ・金属くず ・ガラス・陶磁器くず ・がれき類
	ハ管理型最終処分場	全て ○水面埋立地にあつては、環境大臣が指定する区域に限る ○処分可能な産業廃棄物③ ・①及び②以外の産業廃棄物

- ・処理施設の処理能力とは、施設に投入される前の時点における状態のものを、1日で処理できる量で表されます。
- ・1日の処理能力＝時間当たり公称処理能力×標準運転時間
- ・標準運転時間が8時間未満の場合は、8時間とします。

注1) 汚泥の脱水施設については規制改革通知が出されています。p.74《参考》を参照して下さい。

6. 産業廃棄物の処理業者

- ① 産業廃棄物の収集運搬、または処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければなりません。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬、または処分する場合に限る）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬または処分を業として行う者その他環境省令（規則第9条、第10条の3）で定める者については、この限りではありません。

（法第14条第1項、第4項）

この許可は、5年ごとに更新を受けないと、その効力を失うことになっています。

（法第14条第2項、第5項）

優良な産業廃棄物処理業者を育成するために、下記の優良性評価基準に適合していると認められるときは、産業廃棄物処理業許可の有効期間が7年となります。

なお、優良性評価基準については、p. 35を参照してください。

（法第14条第2項他）

こうして許可を受けた者は、産業廃棄物処理基準に従って収集運搬または処分を行わなければなりません。

（法第14条第12項）

- ② 産業廃棄物収集運搬業者または処分業者は、産業廃棄物の収集運搬または処分を政令（政令第6条の8）で定める基準に従って委託する場合等を除いて、再委託できません。

（法第14条第16項）

- ③ 産業廃棄物収集運搬業者または処分業者は、事業場ごとに帳簿を備え、処理状況を記載しておかなければなりません。詳細についてはここでは省略します。そして、帳簿は1年ごとに閉鎖して、閉鎖後5年間事業場ごとに保存することになっています。

（規則第10条の8）

- ④ 特別管理産業廃棄物処理業者についても産業廃棄物と同様の内容が定められていますが、ここでは省略します。

（法第14条の4）

- ⑤ 産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者は、受託した廃棄物の処理を適正に行うことが困難になり、または困難になるおそれがある事由が発生した場合、10日以内にその旨を排出事業者に対して書面により通知し、通知の写しを5年間保存することが義務付けられています。

（法第14条第13項他）

- ⑥ 産業廃棄物管理票未交付での廃棄物の受託をしないこと。産業廃棄物の運搬受託者または処分受託者は、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引き渡しを受けてはなりません。ただし、電子マニフェストによる運用をしている場合は、この限りではありません。

（法第12条の4第2項）

第3章 現場における適正処理

1. 発注者等との協議

「法」では、廃棄物の排出を抑制し、および廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、ならびに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることとして、国民の責務（法第2条の3）、事業者の責務（法第3条）、国および地方公共団体の責務（法第4条）をそれぞれ定めています。

また、建設省（現国土交通省）が平成5年1月（平成14年5月改正）に制定した『建設副産物適正処理推進要綱』に、「発注者による計画の作成、条件明示等」として発注者の責務と役割を規定しています。

このように、ガイドラインや要綱等に則って発注者は、建設工事の発注に当たり、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等および建設廃棄物の再資源化等に必要経費を計上し、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければなりません。

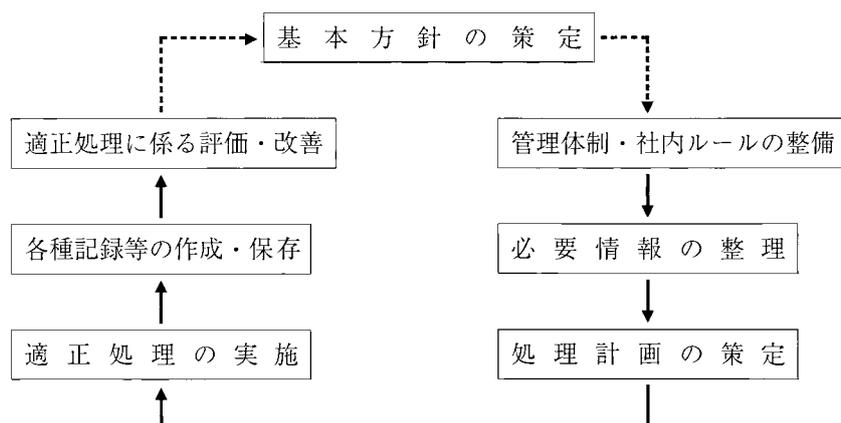
建設副産物対策条件に必要な費用の計上等について、工事契約時に設計図書等で確認して下さい。もし、この条件等の明示がない場合は発注者と協議をし、できればその結果を仕様書等に追加する等、書面で記録しておくことが大切です。また、確認した内容や協議した結果に基づいて、発生する廃棄物の種類、数量、処理方法、処分場所等について、工事施工計画書等に明記して発注者の承認を受けておくことも適切な方法です。

なお、現場で、法の解釈や処理方法等で判断できない場合は、管轄する都道府県等の産業廃棄物担当課に指導を求めましょう。

2. 計画・管理

排出事業者は、整備された社内管理体制のもとに、産業廃棄物を適正かつ計画的に処理しなければなりません。

産業廃棄物の適正処理を推進するには、○適正処理に係る基本方針の策定、○廃棄物管理体制・社内ルールの整備、○必要情報の整理、○処理計画の策定、○廃棄物の適正処理の実施、○処理に係る各種記録等の作成・保存、○適正処理に係る評価・改善の各ステップをひとつのサイクルとしたシステムを整備することが必要です。（図-5参照）



図－5 産業廃棄物適正処理管理システムの概念

ここでいう基本方針とは、企業の経営トップが、企業として産業廃棄物をどのように適正処理していくかという姿勢を表すものです。また、必要情報の整理とは、現行の法規制の理解と周知、自社の廃棄物処理の現状把握、廃棄物処理業者の情報把握等のことです。そこで、現場では次のことに留意し、実施しなければなりません。

- ① 排出事業者は、本社、支店および現場における関係者の責務と役割を明確にした管理組織を整備し、現場に廃棄物の責任者を定める。

この廃棄物の責任者の任命に当たっては、支店長名の辞令を発行して、その業務の重要性を認識させることに努めている例もあります。

- ② 廃棄物の責任者は、工事契約時に発注者から明示された処理方法等に関する条件、発注者等との協議の結果に基づいて、処理計画を策定する。

この処理計画は、会社の基本方針を反映させたものにしなければならない。また、廃棄物の発生・排出抑制と減量・再資源化、適正処理について、具体的な施策・方法等が示されていなければならない。特に、発生・排出抑制と減量・再資源化については、その目標を数値で示すことが望ましい。

- ③ 廃棄物を適正に処理するための処理費用を、明確に実行予算書に計上する。

【規則第8条の4の2に、委託契約書に委託者が受託者に支払う料金を記入することと定められています。】

- ④ 廃棄物の責任者は、会社の基本方針と現場の処理方針、廃棄物の発生・排出抑制と減量・再資源化、適正処理のための具体的な施策・方法等とその目標値、関係法令や行政指導等の内容等について、現場の職員、協力会社（下請業者）、処理業者を対象に教育・指導を行う。

【新規入場者教育、朝礼、安全ミーティング、安全衛生協議会、現場職長会議等の機会を利用して実施している現場もあります。また、日建連公衆災害対策委員会発行の手引きやDVD、リーフレットを参考資料や教材として活用して下さい。】

3. 委託処理

排出事業者が産業廃棄物の処理を他の者に行わせる場合は、産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分の業の許可を持つ者に委託しなければなりません。

廃棄物処理法第12条第7項では「事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定され、処理業者等の現地を訪問し、委託に足る業者かを確認する努力義務が定められています。

地方自治体によっては産業廃棄物の処理を委託する際、条例で「実地確認」または「現地調査」を実施することを定めているところがあれば、「施設の現状や能力」、「処理施設の稼働状況」、「処理方法」の確認や調査を求めるところがあります。

なお、確認手段には現地に行って目視による確認以外に電話やインターネットおよび関係者からの聴取等の方法が認められている自治体や、委託契約後も1年以上にわたり継続して委託する場合には適正処理能力の確認や現地確認を1年に1回以上定期的に求める自治体、確認事項の記録を5年間保存することを義務付けている自治体などもあります。

産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、当該自治体の条例等に注意し、条例違反等にならないような対応をお願いします。

3-1 処理業者の選定

現場は、支店等と協議をしながら具体的な事項について確認を行い、適正処理を委託できる処理業者を選定しなければなりません。

3-1-1 収集運搬業者の選定

- ① 取扱い産業廃棄物、許可条件および許可期限の観点から当該排出場所および処分施設等搬出先あるいは積替保管施設のある自治体から許可を受けているかを許可証により確認するとともに、必要に応じて都道府県等に対して問い合わせする。

(規則第9条の2、第9条の3、第10条の2、第10条の12、第10条の12の2、第10条の13、第10条の14)

確認する項目は、次のとおりです。

- ・事業範囲

収集運搬業の許可を得て、委託する産業廃棄物の品目を取り扱えることを確認する。

- ・許可の条件

積替え保管施設での産業廃棄物の保管方法や、産業廃棄物の搬入方法等の条件が設定されている場合があるので、許可条件を確認する。

- ・許可の有効期限

許可の有効期限が切れていないかどうかを確認する。

許可期限間近の場合は行政が受け付け、受理した更新許可申請書を確認する。

- ・優良認定業者

優良認定業者として認定を受けた収集運搬業者であるか確認する。

選定にあたっては優良認定業者を優先することが望ましい。

- ② 積替えまたは保管を行う場合には、保管場所の面積および保管量の観点から許可を受けているかを許可証により確認するとともに、必要に応じて都道府県等に対して問い合わせする。
(規則第9条の2、第10条の12)
- ③ 当該産業廃棄物を収集運搬するために適切な車両や機材および容器を保有しているか、収集運搬業者に問い合わせし、確認する。
(規則第10条、第10条の13)
産業廃棄物は、形状により固形状、泥状、液状、粉粒状等に分類できるが、それぞれの性状に合った車両や機材および容器を選定する必要がある。
- ④ 積替え保管施設を有している場合には、施設の構造が適切なものとなっているか、収集運搬業者に問い合わせし、確認する。
(規則第10条、第10条の13)
- ⑤ 積替え保管施設を有している場合には過大な搬入がされていないか(保管量が平均的な搬出量の7日分を超えていないか)、収集運搬業者に問い合わせし、確認する。
(令第6条、第6条の5)
- ⑥ 交付されたマニフェストを5年間保存しているか、確認する。(法第12条の3)
- ⑦ 過去の収集運搬状況は適切か、「産業廃棄物収集運搬実績報告書」(控え)等で確認する。
また、社員教育の実施の有無、近隣住民との問題や不法投棄等の問題の有無等についても確認する。
- ⑧ 適正な収集運搬を担うことができる委託料金と考えられるか、コストの妥当性を判断する。

3-1-2 中間処理業者の選定

- ① 取扱い産業廃棄物品目、許可条件および許可期限の観点より当該産業廃棄物の受け入れが許可された業者か、許可証により確認するとともに、必要に応じて都道府県等に対して問い合わせする。
(規則第10条の4、第10条の4の2、第10条の5、第10条の6、第10条の16、第10条の16の2、第10条の17、第10条の18)
確認する項目は、次のとおりです。
- ・ 事業範囲
中間処理業の許可を得て、委託する産業廃棄物品目の取扱いを行っていることを確認する。
 - ・ 許可の条件
当該産業廃棄物に適切な処理方法かどうかを確認する。
 - ・ 許可の有効期限
許可の有効期限が切れていないかどうかを確認する。
許可期限間近の場合は行政が受付け受理した更新許可申請書を確認する。
 - ・ 優良認定業者
優良認定業者として認定を受けた中間処理業者であるか確認する。
選定にあたっては優良認定業者を優先することが望ましい。
- ② 処理施設の種類および規模が法で定める施設か、許可証により確認するとともに、

必要に応じて都道府県等に対して問い合わせする。

(法第 15 条、令第 7 条、規則第 11 条)

- ③ 適切な保管施設を有しているか、許可証により確認する。

(規則第 8 条、第 10 条の 5、第 10 条の 17)

- ④ 当該産業廃棄物の処理方法に合致した施設か、処理業者に問い合わせし、現場で直接目視確認する。

- ⑤ 当該産業廃棄物を処理するために十分な処理能力があるか、処理業者に問い合わせし、確認することが望ましい。

- ⑥ 焼却施設、石綿熔融施設、PCB 処理施設については、施設の構造基準に適合している都道府県知事の定期検査を受けているか確認する。

(法第 15 条の 2 の 2、令第 7 条の 2、規則第 12 条の 5 の 2、規則第 12 条の 5 の 3)

- ⑦ 産業廃棄物の減量化・熱回収が行われる場合、その水準は適切か、処理業者に問い合わせし、確認する。

- ⑧ 処理施設から排水を放流する場合は、国や自治体の排出基準を満たすことのできる施設があるか、都道府県等から排出基準に関する資料を必要に応じて入手し、発生状況を処理業者に確認する。

(規則第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 6、第 12 条の 7、水質汚濁防止法等)

- ⑨ 処理施設から排ガスを放出する場合は、国や自治体の排出基準を満たすことのできる施設があるか、都道府県等から排出基準に関する資料を必要に応じて入手し、発生状況を処理業者に確認する。

(規則第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 6、第 12 条の 7、大気汚染防止法等)

- ⑩ 騒音、振動、悪臭等が発生する場合は、国や自治体の規制基準を満たすことのできる施設があるか、都道府県等から規制基準に関する資料を必要に応じて入手し、発生状況を処理業者に確認する。

(規則第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 6、第 12 条の 7、

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等)

- ⑪ 処理残渣の処分方法および処分先の確保は適切か、処理業者に問い合わせし、確認する。

【排出事業者は産業廃棄物の処分を委託する場合、発生から最終処分が終了するまでの一連の工程における処理が適正に行われるための必要な処置を行うことになっています。】

- ⑫ 処理施設の能力を超えた過大な搬入がされていないか、(建設系廃棄物、廃タイヤおよび特別管理産業廃棄物の保管量が基準を超えていないか)、処理業者に問い合わせし、確認する。(令第 6 条、第 6 条の 5、規則第 7 条の 6、8、第 12 条の 6)

- ⑬ 処理施設には各種の法令等に規定された管理者が選任され、必要な人数が確保されているか、処理業者に問い合わせする。(法第 21 条、規則第 17 条、各種関連法令)

【各種の法令とは、廃棄物処理法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、消防法、電気事業法、電気工事士法、計量法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律等です。】

- ⑭ 処理施設の管理記録は3年間保存されているか、処理業者の管理記録を確認する。
(法第15条の2の3、規則第12条の6、第12条の7の2、第12条の7の3)
- ⑮ 処理施設の維持管理のための点検は適切に実施されているか、処理業者に問い合わせし、確認する。
(規則第12条の6、第12条の7)
- ⑯ 交付されたマニフェストを5年間保存しているか、確認する。
(法第12条の3)
- ⑰ 過去の処理状況は適切か、「産業廃棄物処分実績報告書」(控え)等で確認する。
また、自治体・周辺住民との公害協定・立入り協定等の有無や社員教育の実施の有無、近隣住民との問題や不法投棄等の問題の有無等についても確認する。
- ⑱ 適正処理を担うことができる委託料金と考えられるか、コストの妥当性を判断する。

3-1-3 最終処分業者の選定

- ① 業の区分、取扱い産業廃棄物品目、許可条件および許可期限の観点から当該産業廃棄物の受け入れが許可された業者か、許可証により確認するとともに、必要な場合は都道府県等に対して問い合わせする。

(規則第10条の4、第10条の4の2、第10条の5、第10条の6、
第10条の16、第10条の16の2、第10条の17、第10条の18)

確認する項目は、次のとおりです。

- ・事業範囲
処分業の許可を得て、委託する産業廃棄物を取り扱っていることを確認する。
- ・許可の条件
当該産業廃棄物種類に合致する処分場を保有しているかどうかを確認する。
- ・許可の有効期限
許可の有効期限が切れていないかどうかを確認する。
許可期限間近の場合は行政が受付け受理した更新許可申請書を確認する。
- ・定期検査の実施の有無
都道府県知事等による定期検査を受けているか確認する。
選定にあたっては優良認定業者を優先することが望ましい。
- ② 最終処分場の種類および規模が法第15条で定める施設か、許可証により確認するとともに、必要な場合は都道府県等に対して問い合わせする。
(法第15条、令第7条、規則第11条)
- ③ 最終処分場の残余容量は当該産業廃棄物の当面の受入れに当たって十分あるか、必要な場合は都道府県等に対して問い合わせし、確認する。
- ④ 処分施設には、受入れ産業廃棄物を確認する体制が整っているか、処分業者に問い合わせし、確認する。
(規則第12条の6)
安定型最終処分場では、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入・付着する恐れのないように受入れ時に展開検査を実施しているか。
- ⑤ 放流水、および安定型処分場においては浸透水の分析を行っているか、処分業者に

確認する。

(昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号)
(平成 10 年 7 月 16 日 環水企第 301 号、衛環第 63 号
環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長、
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)
(排水基準を定める総理府令第 1 条)

- ⑥ 地下水検査を行っているか処分業者に確認する。

(昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号)
(平成 10 年 7 月 16 日 環水企第 301 号、衛環第 63 号
環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長、
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

- ⑦ 最終処分場には技術管理者が選任され、必要な人数が確保されているか、処分業者に問い合わせする。
(法第 21 条、規則第 17 条)

- ⑧ 処分施設の管理記録は保存・公表されているか、処分業者の管理記録を確認する。
(法第 15 条の 2 の 3、規則第 12 条の 7 の 2、規則第 12 条の 7 の 3)

(昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号)

- ⑨ 処分施設の維持管理のための点検は適切に実施されているか、処分業者に問い合わせし、確認する。
(規則第 12 条の 6)

(昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号)

- ⑩ 交付されたマニフェストを 5 年間保存しているか、確認する。

(法第 12 条の 3)

- ⑪ 最終処分場にあつては、維持管理積立金を積み立てているか、環境再生保全機構が発行する積立金の預かり証で確認する。ただし安定型最終処分場は平成 17 年 4 月 1 日以降埋立処分を開始したものが対象となる。
(法第 15 条の 2 の 3)

- ⑫ 過去の処分状況は適切か、「産業廃棄物処分実績報告書」(控え)等で確認する。
また、自治体・周辺住民との公害協定・立入り協定等の有無や社員教育の実施の有無、近隣住民との問題や不法投棄等の問題の有無等についても確認する。

- ⑬ 適正処分を担うことができる委託料金と考えられるか、コストの妥当性を判断する。

確認の業務は、社内の業務分担で支店が行うことになっている会社もあります。普段から支店が確認をして「適正処理業者一覧」としてまとめておき、工事の施工計画段階で現場に紹介して選定させるというものです。このようにすれば、現場が安易に処理料金だけで業者を選定して、それが結果として不適正処理につながることを防ぐことができます。

優良産廃処理業者認定制度の概要を下記に示します。

《参 考》 優良産廃処理業者認定制度

この制度は、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的として、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備するものです。

産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力および実績を有する者の基準（以下、「優良基準」という）とは、① 遵法性、② 事業の透明性、③ 環境配慮の取組、④ 電子マニフェスト、⑤ 財務体質の健全性の5つです。

都道府県や政令市による審査を受け、優良基準に適合することの認定を受けることが必要です。

●優良基準は、以下のとおりです。

① 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況等、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取り組み

ISO 14001 やエコアクション21等の認証を取得していること、環境に配慮して事業を行っていること。

④ 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性

直前3年の各事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことなど。

●優良認定を受けた産業廃棄物処理業者のメリット

① 許可の有効期限が、5年から7年に延長されます。

② 許可証に優良マーク等を入れ、優良認定を受けていることが一目で確認できます。

③ 優良認定業者の情報は、「産廃情報ネット」や「優良産廃処理業者ナビゲーションシステム」等により、排出事業者等の関係者に広く紹介されます。

④ 許可の更新申請や、事業範囲の変更時の許可申請をする際に提出する書類の一部を省略できます（都道府県・政令市の判断）。

●優良認定業者の情報の入手方法

① インターネットなどで入手できます。

産廃情報ネット（さんぱいくん (<http://www2.sanpainet.or.jp>)

優良産廃処理業者ナビゲーションシステム (<https://www3.sanpainet.or.jp/>)

出典：優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル 改訂 令和2年10月

② 都道府県や政令市のホームページで公開されます。

3-2 委託契約

排出事業者は、処理業者とそれぞれ書面により委託契約しなければなりません。すなわち、排出事業者と収集運搬業者ならびに排出事業者と処分業者（中間処理業者、最終処分業者）の二者契約です。

（法第12条第3項、令第6条の2第4号）

この委託契約書には、12項目の条項が含まれていなければなりません。

（政令第6条の2、規則第8条の4の2）

「建設廃棄物処理委託契約書」「変更通知書及び契約変更のお知らせ」

「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」

こちらからダウンロードできます。

HP <https://www.nikkenren.com/kankyou/>

定められた12項目の条項が含まれている様式であれば、自社様式の委託契約書を使用しても問題ありません。

委託料金の支払いに関して、従来は収集運搬業者に処分料金を含めて排出事業者が一括支払うケースが多く見られました。この場合、収集運搬業者が処分費用を考えずに安値受注したり、処分費用の一部を浮かして利益を上げるなどして、不法投棄等を行う土壌を形成してきたといわれています。

このようなことから、大阪府の「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」第3条に「知事は、契約に基づく料金を受託者にそれぞれ直接支払うよう指導する」とされています。また、処分業者に適正な対価が支払われず、結果的に不適正処理が起きたときには、排出事業者が措置命令（法第19条の6）の対象となる可能性があるとされています。委託契約書に委託者が受託者に支払う料金を明記しなければならないので、二者契約に基づいて直接支払いすることです。ぜひ、収集運搬業者、処分業者それぞれに直接支払うようにして下さい。

3-3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者から収集運搬業者、収集運搬業者から処分業者へ、産業廃棄物の受け渡しの際に正確に産業廃棄物の情報を伝達する必要があります。マニフェストは、委託工程の管理および適正処理を遂行するための情報伝達手段等を目的として、排出事業者が産業廃棄物を受託者に引き渡す際に交付しなければなりません。

3-3-1 紙マニフェスト

建設六団体副産物対策協議会が建設業独自の産業廃棄物管理票として作成した「建設系廃棄物マニフェスト」について、その仕組み、流れ、記入の仕方等を具体的に説明します。

なお、このマニフェストを作成した建設六団体副産物対策協議会の構成団体、建設系マニフェストの取扱元および販売窓口は下記の HP をご参照ください。

●建設六団体副産物対策協議会の構成団体

- | | |
|----------------|----------------|
| (一社) 日本建設業連合会 | (一社) 全国建設業協会 |
| (一社) 住宅生産団体連合会 | (一社) 日本道路建設業協会 |
| (一社) 日本建設業経営協会 | (一社) 全国中小建設業協会 |

●建設系マニフェストの販売元

建設マニフェスト販売センター

HP <https://mani.gr.jp/>

e-mail master@mani.gr.jp

●建設系マニフェストの販売窓口

建設マニフェスト販売センター HP の「販売窓口検索」をご覧ください。

HP https://mani.gr.jp/?page_id=15

3-3-2 紙マニフェストの構成

建設系廃棄物マニフェストの様式は1種類のみで、下記のように7枚綴りとなっており、建設系の特別管理産業廃棄物を含め、建設工事において排出されるほとんどの建設系産業廃棄物に対応しています。

A票……排出事業者の控となります。

A

B1票…収集運搬業者が1社の場合

収集運搬業者の控となります。

収集運搬業者が2社の場合

排出事業者が、委託した収集運搬業者(1)より収集運搬業者(2)へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのものです。*

B1

B2票…収集運搬業者が1社の場合

排出事業者が、委託した収集運搬業者により中間処理・最終処分業者へ運搬されたことを確認するためのものです。

B2

収集運搬業者が2社の場合

排出事業者が、委託した収集運搬業者(2)により中間処理・最終処分業者へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのものです。*

C1

C1票…中間処理、最終処分業者の控となります。

C2

C2票…収集運搬業者が自分の運搬した廃棄物の処分を確認するためのものです。

D

D票……排出事業者が委託先の処分終了を確認するためのものです。

E

E票……排出事業者が全ての最終処分(再生を含む)が終了したことを確認するためのものです。

* 収集運搬業者(1)、(2)は必要に応じて写しを保存する。
(収集運搬業者(1)はB1票の写し、収集運搬業者(2)はB2票の写し)

3-3-3 紙マニフェストの仕組み

マニフェストは、排出する建設系産業廃棄物の種類ごとに引渡しと同時に交付します。

① 必要事項を記入します。

排出事業者は7枚複写のマニフェストに必要な事項を記入し、交付担当者がサインした後、産業廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に渡します。その際、取扱いの注意などをきめ細かく記入しておく必要があります。

② 引き渡した控えを受け取ります。

収集運搬業者に廃棄物を引き渡す際に、お互いに記載事項を確認します。

運搬担当者欄に運搬受託者名（会社名）と収集運搬担当者（運転手の氏名）のサイン又は押印、車番・車種を記入してもらい、控えとして「A票」を受け取ります

③ 控えを確実に保管します。

収集運搬担当者から返された「A票」は、確実に保管しておきます。建設系産業廃棄物の収集・運搬および処分などが終了した際に返送されるマニフェストと照らし合わせる必要があるからです。

④ 中間処理業者・最終処分業者（再生業者を含む）への引き渡しを確認します。

収集運搬業者が産業廃棄物を中間処理業者または最終処分業者に引き渡した確認として、中間処理業者または最終処分業者により処分受託者名（会社名）と処分業者の受領担当者名（個人名）のサインが記入または押印された「B票」（収集運搬業者が1社の場合は「B2票」、収集運搬業者が2社の場合は「B1票」および「B2票」）を、収集運搬業者より受け取ります。これを控えの「A票」と照らし合わせて確認します。

⑤ 中間処理業者からの処分終了通知を受け取ります。

処分委託先が中間処理業者の場合には、産業廃棄物の中間処分が終了した後、処分受託者名（会社名）と処分担当者名（個人名）のサインが記入または押印された「D票」が中間処理業者から返送されます。マニフェスト交付後90日を過ぎても「D票」が返送されない場合（特別管理産業廃棄物の場合は60日）、あるいは返送された「D票」に記載不備や、虚偽記載のおそれがある場合、排出事業者は収集運搬業者または中間処理業者に照会し、当該委託に係る処分等の状況を調査把握して適切な措置を講じた上で行政へ報告してください。この「措置内容等報告」についての詳細は、各都道府県等の産業廃棄物担当部局にお問い合わせください。

⑥ 中間処理業者からの最終処分終了の確認通知を受け取ります。

処分委託先が中間処理業者の場合には、中間処理業者により、最終処分終了日、最終処分（再生を含む）を行った場所の所在地／名称が記載された「E票」の返送を受け取ります。

伝票交付後180日を過ぎても「E票」が返送されない場合、あるいは返送された「E票」に記載不備や、虚偽記載のおそれのある場合、排出事業者は中間処理業者に照会し、当該委託に係る処分等の状況を把握し適切な措置を講じた上で行政へ報告してください。詳しくは各都道府県等の産業廃棄物担当部局にお問い合わせください。

処分委託先が最終処分業者あるいは再生業者の場合には、中間処理業者の場合と異なり、⑤、⑥の部分が次の⑦のようになります。

- ⑦ 最終処分業者、再生業者からの処分終了通知を受け取ります。

産業廃棄物の処分が終了した後、最終処分業者、再生業者の処分受託者名（会社名）と処分担当者名（個人名）のサインが記入又は押印された「D票」および最終処分終了日、最終処分（再生を含む）を行った場所の所在地・名称が記載された「E票」が返送されてきます。マニフェスト交付後、90日を過ぎても「D票」、「E票」が送付されない場合（「D票」、「E票」が同時に送付されるため90日。特別管理産業廃棄物の場合は60日。）、あるいは送付された「D票」、「E票」に記載不備や虚偽記載のおそれがある場合、排出事業者は収集運搬業者または最終処分業者、再生業者に照会し、当該委託に係る処分等の状況を調査把握して適切な処置を講じた上で行政へ報告してください。この「措置内容等報告」についての詳細は、都道府県等の産業廃棄物担当部局へお問合せください。

- ⑧ 処理を確認し、保存します。

中間処理業者等から送付された「D票」、「E票」を、保管していた「A票」と照合し、指示通りに処理が行われたかチェックします。この照合確認した「A票」と返送されてきた「B2票」（収集運搬業者が2社の場合は「B1票」および「B2票」）、「D票」、「E票」は、返送された日から5年間保存する義務があります。

3-3-4 紙マニフェストの交付等状況報告についての報告

排出事業者は、毎年6月30日までに前年度に交付したマニフェストについて、その状況報告を別紙（様式第3号）に沿って当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長に報告しなければなりません。なお、電子マニフェストを利用した場合、電子マニフェストに係る報告は不要となります。

詳しくは各都道府県の産業廃棄物担当部局にお問合せください。

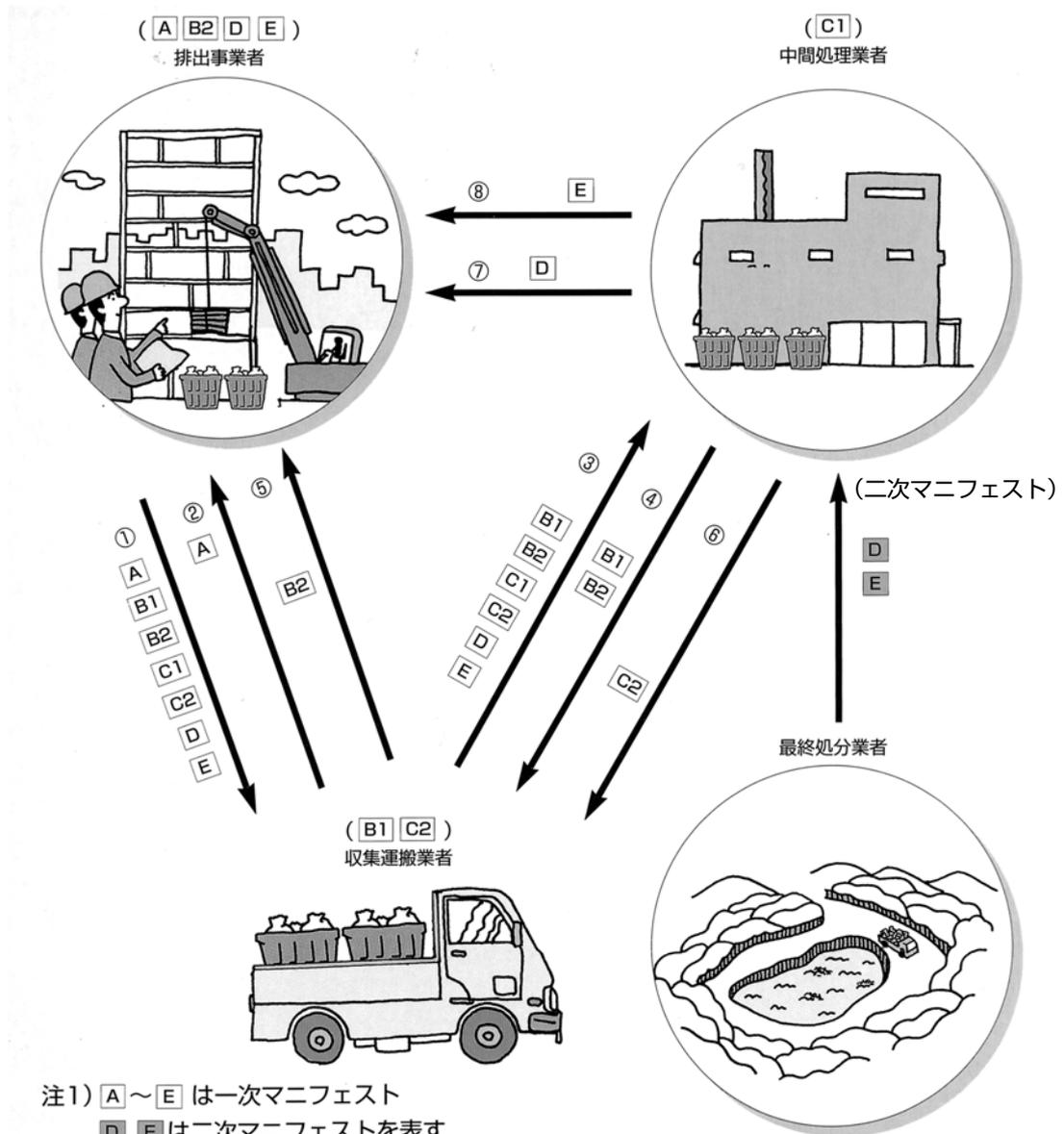
様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）									
殿		平成 年 月 日							
		報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称						業 種			
事業場の所在地									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									
備考									
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。									
2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。									
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。									
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。									
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。									
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。									
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。									
（日本工業規格 A列4番）									

3-3-5 紙マニフェストの流れ

マニフェストの流れを次頁のように4タイプに分けてみましたが、ここでは建設業に多いタイプ（収集業者1社で、中間処理場へ、および収集業者1社で、最終処分業者・再生業者に直接委託する場合）について説明します。

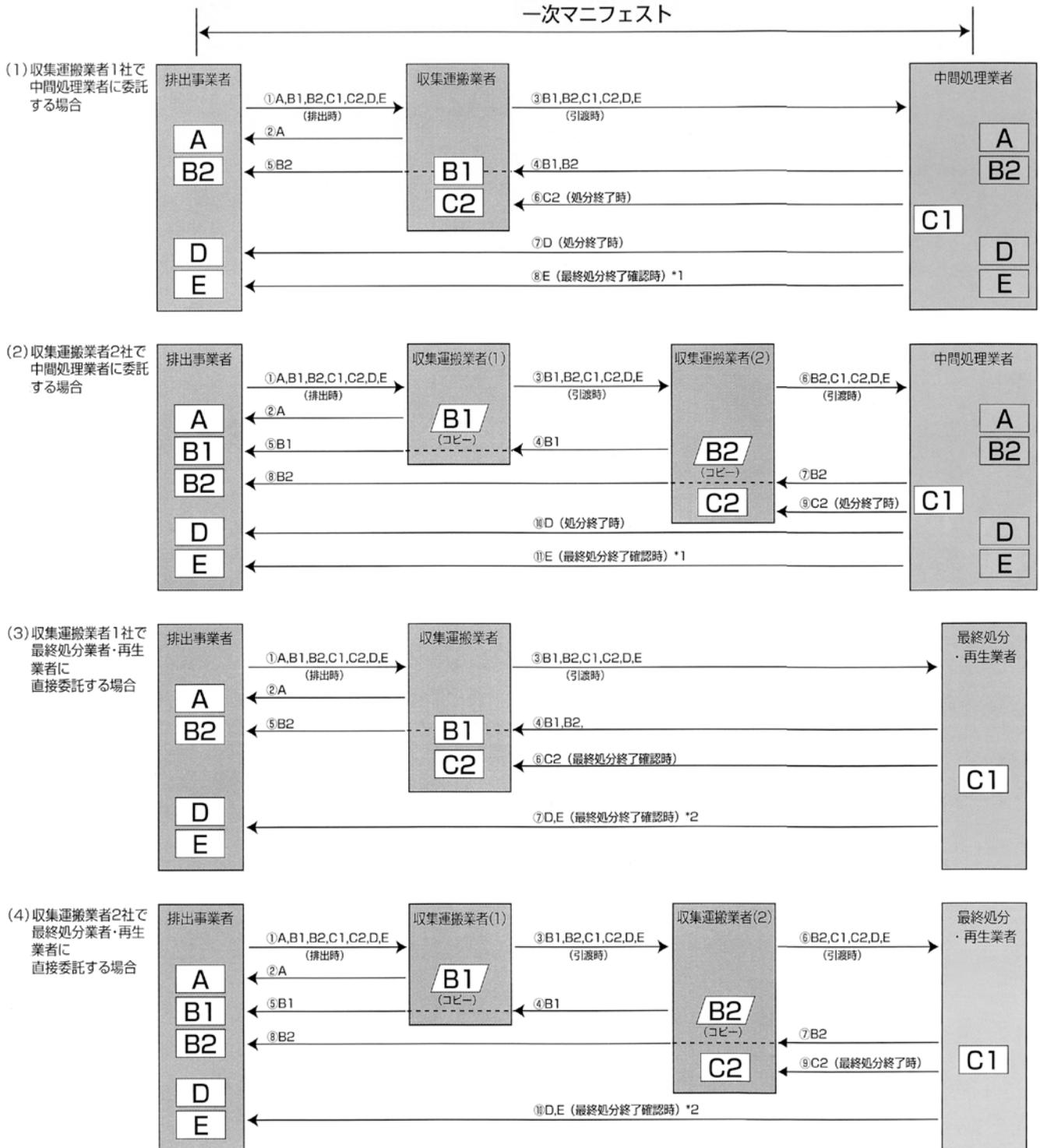
収集運搬業者1社で中間処理者に委託する場合



注1) A～E は一次マニフェスト
 D E は二次マニフェストを表す
 注2) ()内は当該伝票の保管場所を示す

図-6 マニフェストの流れ

● 収集運搬業者 1 社で中間処理業者に委託する場合



*1 中間処理業者は、最終処分(再生を含む)を委託した全ての廃棄物の二次マニフェスト **E** 票の返送を受けたとき、排出事業者に一次マニフェストの **E** 票を返送する。

*2 直接最終処分等を委託する場合、処分終了時と最終処分終了時は同時であるため、**D** 票 **E** 票は同時に排出事業者へ返送される。

図 7 マニフェストの流れ (タイプ 1)

① A、B1、B2、C1、C2、D、E 票（排出時）

排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者の担当者に渡す。

② A 票

収集運搬業者は、「運搬の受託（1）」欄に運搬受託者名（会社名）と収集運搬担当者（運転手の氏名）のサインまたは押印、運搬受託者欄の車番・車種を記入し、A 票を排出事業者に戻す。

③ B1、B2、C1、C2、D、E 票（引渡時）

収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E 票の「運搬の受託（1）」欄に運搬終了日を記入し、廃棄物とともに中間処理業者の担当者に渡す。

④ B1、B2 票

中間処理業者は、廃棄物を受領した際、B1、B2、C1、C2、D、E 票の「処分の受託（受領）」欄に受領日および処分受託者（会社名）を記入の上受領担当者がサインまたは押印し、B1、B2 票を収集運搬業者に戻す。

⑤ B2 票

収集運搬業者は、B1 票を自らの控として保存するとともに、運搬終了後10日以内に、B2 票を排出事業者に戻送する。

⑥ C2 票（処分終了時）

中間処理業者は、廃棄物の処分を終了した際、C1、C2、D、E 票の「処分の受託（処分）」欄に処分終了日および処分受託者（会社名）を記入の上処分担当者がサイン又は押印し、処分終了後10日以内にC2 票を収集運搬業者に戻送する。

⑦ D 票（処分終了時）

中間処理業者は、処分終了後10日以内にD 票を排出事業者に戻送する。

* 排出事業者がマニフェストを交付した日から90日以内であること。

（特別管理産業廃棄物については60日）

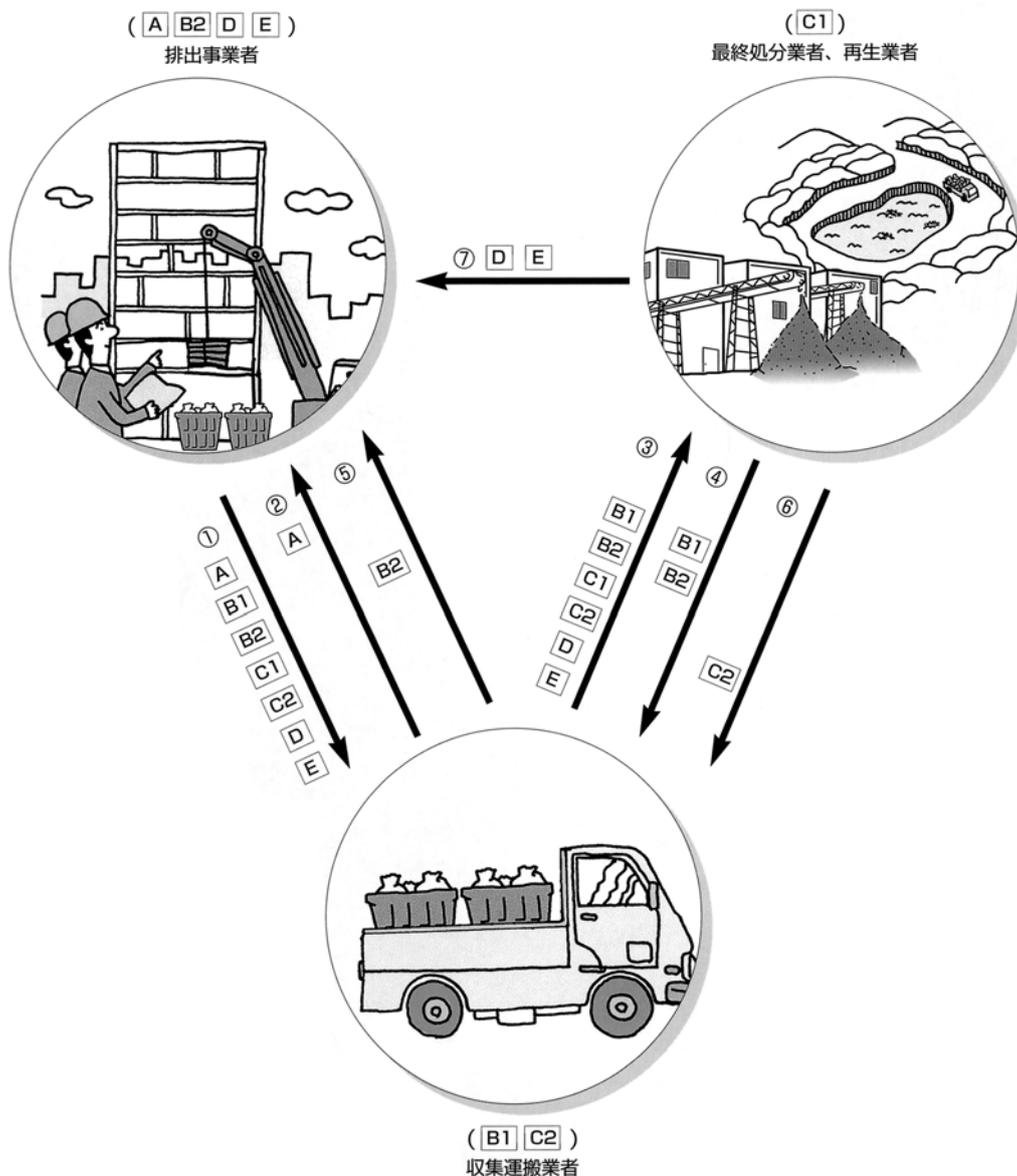
⑧ E 票（最終処分終了確認時）

中間処理業者は、排出事業者から受託した廃棄物について、最終処分（再生を含む）の委託先すべてから最終処分（再生を含む）が終了した報告を受けた際（2次マニフェスト^{*1}のD、E 票の返送を受けた時）、C1 票、E 票の「最終処分終了日」欄及び「最終処分を行った場所」欄に必要事項を記入する。また、最後の最終処分終了の報告を受けたとき（最後の2次マニフェスト^{*1}のD、E 票の返送を受けた時）から10日以内にE 票を排出事業者に戻送する^{*2}とともに、C1 票を自らの控えとして保存する。

* 1：2次マニフェスト：中間処理業者が最終処分等を委託する際に交付するマニフェスト

* 2：排出事業者がマニフェストを交付した日から180日以内であること。

● 収集運搬業者1社で最終処分業者・再生業者に直接委託する場合



注) () 内は当該伝票の保管場所を示す

図-8 マニフェストの流れ (タイプ2)

① A、B1、B2、C1、C2、D、E 票 (排出時)

排出事業者は、7枚複写の伝票に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に渡す。

② A 票

収集運搬業者は、廃棄物を受領した際、A、B1、B2、C1、C2、D、E 票の運搬の受託 (1) 欄に運搬受託者 (会社名及び運搬担当者名) を記入の上サインまたは押印し、

A 票を排出事業者に戻す。

③ B1、B2、C1、C2、D、E 票（引渡時）

収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1、B2、C1、C2、D、E 票の「運搬の受託（1）」欄に運搬終了日を記入し、最終処分業者、再生業者に廃棄物とともに渡す。

④ B1、B2 票

最終処分業者、再生業者は B1、B2、C1、C2、D、E 票の「処分の受託（受領）」欄に受領日および処分受託者（会社名及び処分担当者名）を記入の上サインまたは押印し、B1、B2 票を収集運搬業者に戻す。

⑤ B2 票

収集運搬業者は、B1 票を自らの控として保存するとともに、運搬終了後 10 日以内に、B2 票を排出事業者に戻送する。

⑥ C2 票（処分終了時：最終処分確認時と同じ）

最終処分業者、再生業者は、処分終了後 C1、C2、D、E 票の「処分の受託（処分）」欄、「最終処分終了日」欄、「最終処分を行った場所」欄に各々必要事項を記入し、処分終了後 10 日以内に、C2 票を収集運搬業者に戻送する。

⑦ D、E 票（最終処分終了確認時）

最終処分業者、再生業者は処分終了後 10 日以内に D 票とともに E 票を排出事業者に戻送し、C1 票を自らの控えとして保存する。

3-3-6 紙マニフェストの記入の仕方

マニフェストの記入の仕方について、その記入例で示しました。(図-9)

- ① 交付年月日欄
排出事業者が伝票を交付した日付を記入する。
- ② 交付番号欄
交付番号は10桁で、シリアル番号として記入済み。
(交付番号(10桁)の次の1桁(網掛け部分)は交付番号用チェックデジット)で、コンピュータの入力時に誤入力検知のために使用する。
- ③ 交付担当者欄
伝票交付担当者の所属、氏名を記入する。
- ④ 事前協議欄
処分先の自治体が県外廃棄物の事前協議等を指導している場合に記入する。
なお、事前協議のない場合は、斜線等により抹消する。
- ⑤ 整理番号欄
排出事業者が必要に応じて伝票管理のために任意の番号を記入する。
- ⑥ 排出事業者欄
住所、郵便番号、氏名または名称、電話番号、および作業所の所在地、郵便番号、名称、電話番号を記入する。
- ⑦ 照合・確認日欄
排出事業者は、B1(収集運搬業者が2社以上の場合のみ使用する)、B2、D、E票が返送されてきたとき、それぞれA票と記載内容を照合・確認した上で、日付を記入し、確認者の検印またはサインをする。
- ⑧ 産業廃棄物の種類欄
 - ア) 該当する単位に○印をつける。
 - イ) 該当する品目の番号に○印をつけ、その数量を記入する。該当する廃棄物がないときは空欄に品目名およびその数量を記入する。
 - ウ) 混合廃棄物の場合は「混合」の番号に○印をつけ、数量を記入するとともに、含まれる品目の番号にも○印をつける。(個別の数量記載は不要)
 - エ) 03その他がれき類は、01コンクリートがら、02アスコンがら以外のものとする。
 - オ) 石綿含有産業廃棄物の場合は「石綿含有産業廃棄物」の番号(08または17)に○印をつけ、数量を記入するとともに、該当する種類(品目)の番号にも○印をつける。
 - カ) 水銀使用製品産業廃棄物の場合は、「水銀使用製品産業廃棄物」の番号(18)にも○印をつけ、数量を記入するとともに、該当する種類(品目)の番号にも○印をつける。(数量の記載は不要)

注) 放射性物質汚染対策措置法に規定される「特定産業廃棄物」の場合は、品目欄の空欄に「特定産業廃棄物」と記入し、併せて数量を記入する。更に該当品目に○を付ける。(数量の記入は不要) 該当品が種類欄にない場合は、空欄に該当品目を記入して○を付ける。(数量の記入は不要) 該当品が種類欄にない場合は、空欄に

該当品目を記入して○を付ける。

⑨ 形状欄・荷姿欄

該当するものにそれぞれ○印をつける。

⑩ 中間処理産業廃棄物欄

中間処理業者が排出事業者として交付する場合にのみ記載する項目で、該当番号に○印をつける。

2を選択した場合、受託した廃棄物の処分委託者の氏名または名称、および管理票の交付番号もしくは電子マニフェストの登録番号を記入する。

建設業者等が排出事業者として交付する場合には斜線等により抹消する。

⑪ 最終処分の場所（予定）欄

予定されている廃棄物の最終処分先を記載する。（排出事業者が記載）

最終処分（再生を含む）を委託する場合にも記載する。

該当番号に○印をつける。2を選択した場合は、所在地、名称を記入する。

⑫ 収集運搬業者（1）、（2）欄

（収集運搬業者（2）欄は、収集運搬業者が2社の場合のみ使用する。）

ア） 住所、郵便番号、氏名または名称、電話番号を記入する。

イ） 積替え・保管経由の有無について、該当する項目の番号に○印をつける。

ウ） 収集運搬車両番号は、収集運搬に使用する車両の登録番号（ナンバー）を記入する。

エ） 車種は、収集運搬に使用する車両の車種を記入する。

⑬ 処分業者の処理施設欄

ア） 所在地、郵便番号、名称、および電話番号を記入する。

イ） 処分方法は該当する項目の番号に○印をつける。該当する項目がない場合は、処分方法の4～8の欄にその方法を記入する。

⑭ 処分業者欄

中間処理・最終処分を行う業者の住所、郵便番号、氏名または名称、電話番号を記入する。

⑮ 積替えまたは保管欄

ア） 積替えまたは保管を行う場合は、所在地、郵便番号、電話番号を記入する。

イ） 有価物拾集欄

積替え・保管場所での有価物の拾集が行われる場合、「有」に○をつける。有価物拾集欄の実績数量は、収集運搬業者（1）または（2）（積替え・保管を行った者）がそれぞれ記入する。

⑯ 追加記載事項欄（廃棄物の特性と取扱い上の注意、工事種別、その他連絡事項等）

廃棄物の特性や取扱い上の注意事項など、マニフェストの各欄に記載できない必要情報を追記して記入する。また、収集運搬業者が3社以上になる場合場合は、追加の運搬委託者欄等を設けて記入する。

取扱い上注意を要するものについてはその特性や注意事項、工事種別、その他連絡事項等についてはその内容を記入する。

⑰ 運搬の受託（1）欄

この伝票記載の廃棄物を運搬する者（1）が受領した時点で会社名を記入し、運搬担当者がサインまたは押印する。また、運搬が終了した時点で運搬終了日を記入する。

⑱ 運搬の受託（2）欄

（収集運搬業者が2社の場合のみ使用する。）

この伝票記載の廃棄物を運搬する者（2）が受領した時点で会社名を記入し、運搬担当者がサインまたは押印する。また、運搬が終了した時点で運搬終了日を記入する。

⑲ 処分の受託（受領）欄

B1、B2、C1、C2、D、E票の処分の受託（受領）欄には、処分業者（中間処理業者、最終処分（再生を含む）業者）が、伝票記載の廃棄物を受領した日付および会社名を記入し、担当者がサインまたは押印する。

⑳ 処分の受託（処分）欄

C1、C2、D、E票の処分の受託（処分）欄には、廃棄物の処分が終了した時点で社名を記入し、処分を担当した者がサインまたは押印し、処分終了日を記入する。

㉑ 最終処分終了日（埋立処分、再生等）欄

中間処理業者が中間処理後の廃棄物の処理を委託した場合、委託した全ての廃棄物の最終処分（再生を含む）が完了した報告を受けた時点で、最終処分終了日を記入し、確認担当者がサインまたは押印する。

最終処分業者・再生業者の場合、㉑と同じ日付を記入する。

㉒ 最終処分（埋立処分、再生等）を行った場所欄

中間処理業者が中間処理後の廃棄物の処理を委託した場合、委託した全ての廃棄物の最終処分先（再生を含む）の処理施設名称および所在地を記入する。

なお、最終処分を行った場所は委託契約書に記載されている処分先 No. を記入することも可能。ただし、委託先が最終処分（再生を含む）業者の場合、⑬の処理施設およびその場所を記入する。

3-3-7 電子マニフェスト

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（JWNET）を介してネットワークでやり取りする仕組みです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の三者がJWNETに加入する必要があります。情報処理センター（JWNET）は、廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストの運営を行っています。

なお、特別管理産業廃棄物を50 t／年以上排出した場合は、その翌々年度は電子マニフェストの使用が義務づけられています。

電子マニフェスト情報の情報処理センターへの登録期限は3日以内ですが、平成31年4月1日から3日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日および12月29日から同月31日までの日を除く。）以内とすること（規則第8条の31の6等）に緩和されました。しかし、運搬車に積み込んだ廃棄物の適正管理の面から、できるだけ速やかに登録することが望まれます。

表-4 電子manifestシステムと紙manifestの比較（排出事業者の場合）

項目	電子manifest	紙manifest
manifestの交付・登録	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡してから、3日以内^{※1}にmanifest情報を情報処理センターに登録 ・廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡すと同時にmanifestを交付。 ・廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録
処理終了の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理センターからの運搬終了報告、中間処理報告、最終処分報告の通知（電子メール等）により確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・B2票の回収・A票照合により運搬終了を確認 ・D票の回収・A票照合により中間処理終了を確認 ・E票の回収・A票照合により最終処分終了を確認
manifestの保存	<ul style="list-style-type: none"> ・manifestの保存が不要（情報処理センターがmanifest情報を保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者はA票とともに、収集運搬業者および処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存

※1 “引渡し日は含まれない”に加えて、土、日、祝日及び12月29日から1月3日は除く

（◆1次：電子 ◆2次：紙の場合）

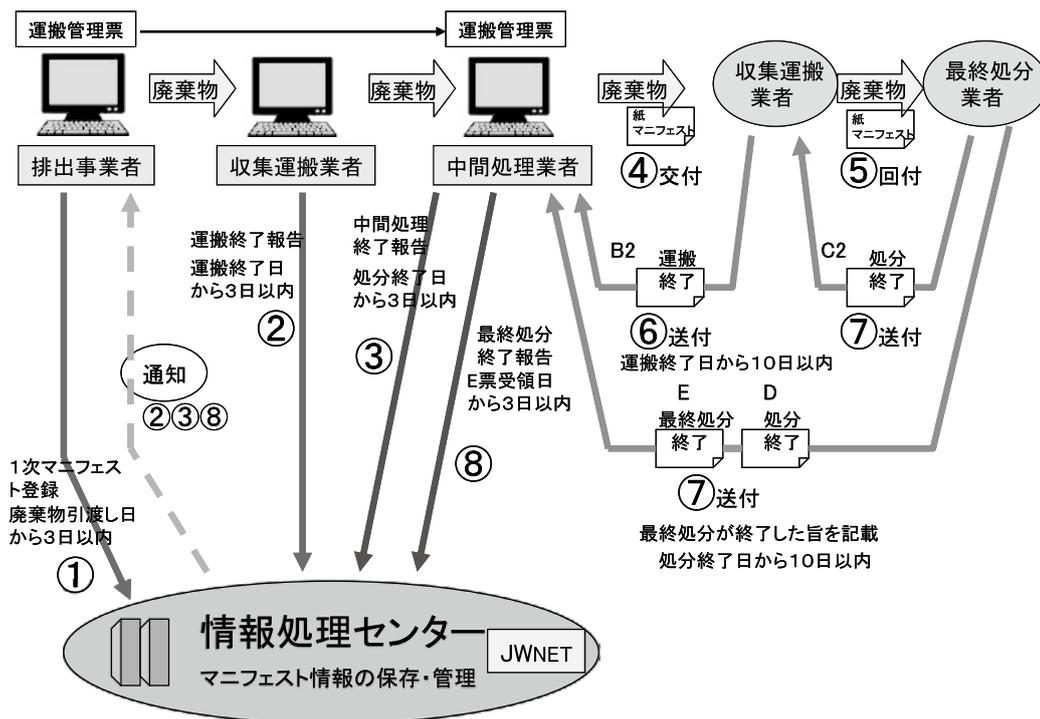


図-10 電子manifestの運用ケース

建設業界では、多くの排出事業者は利便性を高めるため、排出事業者、収集運搬業者、処分業者と情報処理センター（JWNET）の間にASP（アプリケーションサービスプロバイダー）を介在させて電子manifestを利用しています。

4. 分別・保管・運搬・処理

4-1 分別

建設廃棄物には処分基準の異なる各種のものがあるため、これらを混合して排出することは適切ではありません。

そこで、排出事業者は、処理計画に基づき廃棄物を適正に処理し、また再生（リサイクル）するため、委託内容に合致した分別・排出を行う必要があります。

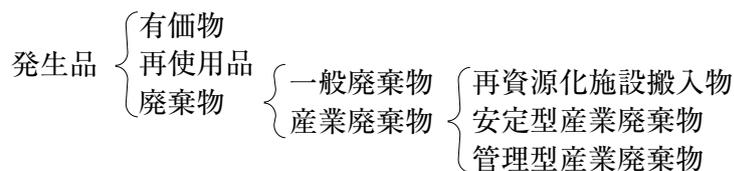
分別の方法としては、例えば選別施設等の中間処理・再資源化施設に搬出するもの、現場内で再使用および再生利用するもの、現場内で減量化するもの、埋立処分場で処分するもの等その取扱い方法に応じて現場内での分別を徹底し、混合廃棄物としての排出量を抑制することが必要です。

このため、分別する廃棄物ごとに容器（コンテナ等）を設け、各々に分かりやすい表示をして分別を容易にしたり、分別した物が混合しないように収集運搬する工夫が大切です。また、現場の作業員等関係者に周知徹底することも必要です。

以下に分別の基本的な考えを記述しておきます。

（注）特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物についてはここでは触れませんが個別（品目ごと）に分別管理する必要があります。

分別管理の考え方



* 分別ヤードの大きさに応じて可能な範囲で、以下の分類別の個別品目ごとに、かごまたはボックスにて分類します。

① 専ら再生利用物

- ・古紙
- ・くず鉄（古銅等を含む）
- ・あきびん類
- ・古繊維

② 再使用品

場内にて再使用しようとしている発生材

③ 一般廃棄物

7頁 図-1 建設副産物の具体例を参照。処分については、市町村に収集していただくか、一般廃棄物処理の許可業者に委託する必要があります。（一般廃棄物処理の許可業者については市町村の清掃課等にて紹介を受けること）どちらも難しい場合には、廃棄物行政に相談して下さい。

④ 再資源化施設搬入物

再資源化施設に持ち込める発生材（有価物、再使用品は除く）。代表的な施設は次の通りです。

- ・再生砕石施設
 - ・再生アスファルト施設
 - ・建設汚泥改良施設
 - ・建設発生木材チップ化施設
 - ・建設混合廃棄物処理施設
 - ・広域認定制度施設
- ⑤ 安定型産業廃棄物（腐敗しないもの、浸透・流出の恐れのないもの）
7頁 図-1 建設副産物の具体例を参照。

（安定型処分場で処分できるもの = 安定型産業廃棄物）

- ⑥ 管理型産業廃棄物（腐敗するもの、浸透・流出の恐れのあるもの）
7頁 図-1 建設副産物の具体例を参照。

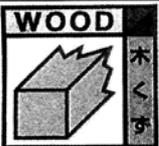
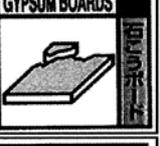
（安定型処分場で処分できないもの = 管理型産業廃棄物）

日建連公衆災害対策委員会環境公害対策部会において、「(リサイクル、適正処理のために) 建設廃棄物の分別」ポケット版リーフレットを作製していますので御利用下さい。(下記に見本として一部掲載)



図 - 11 「建設廃棄物の分別」リーフレット

《参考：建設副産物分別表示板》

 <p>WOOD 木くず</p>	<p>木くず 不用木製型枠材、不用造作・建具材、木製梱包材など</p>	 <p>CONCRETE</p>	<p>コンクリート コンクリート塊、モルタルくずなど</p>
 <p>As-Con アスコン</p>	<p>アスファルト・コンクリート アスファルト・コンクリート塊</p>	 <p>GLASS-CERAMIC ガラス・陶磁器くず</p>	<p>ガラス・陶磁器くず ガラスくず、タイルくず、瓦、衛生陶磁器くず、耐火レンガくず</p>
 <p>METAL 金属くず</p>	<p>金属くず 鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォームなど</p>	 <p>GYPSUM BOARDS</p>	<p>石こうボード 石膏ボード</p>
 <p>ROCKWOOL BOARD</p>	<p>ロックウール吸音板 ロックウール吸音板</p>	 <p>ALC</p>	<p>軽量気泡コンクリート ALC</p>
 <p>ELECTRIC WIRE 電線くず</p>	<p>電線くず 電線くず</p>	 <p>PVC PIPE 塩ビ管</p>	<p>塩ビ管 塩ビ管、塩ビ管継ぎ手</p>
 <p>PLASTIC 廃プラスチック</p>	<p>廃プラスチック ビニール、PPバンド、プラスチック類など</p>	 <p>MERCURIAL WASTE 水銀使用製品産業廃棄物</p>	<p>水銀使用製品産業廃棄物 水銀電池・蛍光灯</p>
 <p>CORRUGATED PAPER ダンボール</p>	<p>ダンボール ダンボール</p>	 <p>INERT INDUSTRIAL WASTE 安定型産業廃棄物</p>	<p>安定型産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、コンクリート等のがれき類（有機性のものが付着したプラスチック及び金属の廃容器・包装は除く）</p>
 <p>CONTROLLED INDUSTRIAL WASTE 管理型産業廃棄物</p>	<p>管理型産業廃棄物 紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、廃容器・包装（有機性のものが付着した金属・プラスチック）、鉛製の管または板、廃プリント配線板など</p>	 <p>STONE-CONTAINING INDUSTRIAL WASTE 石綿含有産業廃棄物</p>	<p>石綿含有産業廃棄物 石綿含有建材：押出成形品、スレート波板、ビニル床タイル、けい酸カルシウム第一種、セメント円筒、窯業系サイディングなど</p>

参考 建物副産物の分別表示と品目

●問合せは下記まで

○(株)つくし工房

TEL 03 - 3977 - 3333

○ユニット(株)

TEL 03 - 5248 - 7311

4-2 保管

pp.17-20、4-1、4-1-1、4-1-2、4-1-3、4-1-4、4-1-5 参照

4-3 運搬

排出事業者が自ら運搬する場合、収集運搬業者が運搬する場合について、以下の基準が定められています。

排出事業者による「自ら運搬」

a) 車体の両側面への表示

産業廃棄物の運搬車である旨／氏名または名称

b) 運搬車への書面の携帯

氏名または名称、住所／産業廃棄物の種類、数量／積載日／

積載地の名称、所在地、連絡先／運搬先の名称、所在地、連絡先がわかる書面

※ 排出事業者が自ら運搬して中間処理施設まで運搬する場合、自ら運搬の携行書面として、マニフェストが多く用いられています。

4-4 処理

建設副産物の中間処理（破碎、固化、乾燥など）を行う際は、周辺的生活環境の保全に十分留意しなければなりません。

しかしながら、排出事業者による中間処理は、土混じりガラのふるい分けなどに限られているのが現状です。

事業場内で許可対象未満の小型焼却炉を設ける場合、設備の構造、焼却の方法など「構造基準」が定められています。構造基準に違反した場合は罰則が科せられます。

また、一定規模以上の小型焼却炉を設置・処分する場合は、都道府県知事への事前届出、ダイオキシン類の定期的な測定等と共に、帳簿の作成と5年間の保存が義務づけられています。ただし、構造基準を満たしても、焼却によるダイオキシン類発生に対する現場周辺住民の不安、懸念を考慮すると現場で焼却炉を設置するのは現実的ではありません。

5. 書類の整理・保存

委託契約書、マニフェスト等の関係書類は、排出事業者が産業廃棄物を適正に処理したことを証明する重要書類として、整理・保存しておかなければなりません。

マニフェストについては、第3章3-3で説明したとおり、排出事業者は収集運搬業者が1社の場合はA票、B2票、D票、E票を、収集運搬業者が2社の場合はA票、B1票、B2票、D票およびE票を、A票は交付の日から5年間、その他のマニフェストは送付を受けた日から5年間保存することになっています。

委託契約書の保存期間についても委託契約の終了の日から5年間となっており、マニフェストと照合できるよう保存する必要があります（規則8条の4の3）。

なお、収集運搬業者、中間処理・最終処分業者においても、それぞれ送付されたマニフェストを5年間保存することになっています。

また、排出事業者は、マニフェストのD・E票の回収が出来ない場合に発行する「措置内容等報告書」も合わせて、常に関係資料と共に整理しておく必要があります。

以上は、法令で保存等が義務付けられているものですが、これまで説明してきた中で、現場の廃棄物処理責任者が行うべき業務として、

- ・ 現場方針の策定
- ・ 処理計画の策定
- ・ 処理業者の選定
- ・ 委託契約の締結
- ・ マニフェストの交付・管理
- ・ 処理業者の指導、監督
- ・ 処理状況の確認
- ・ 処理実績報告書等の作成、報告
- ・ 下請業者の指導・監督

をあげました。(第3章3-2)

これらの業務の遂行の過程で実施する調査、確認、検討、教育、指導等について、その実施の年月日、担当者、内容、結果等を整理、記録、保存しておくことも大切です。

また、近年電子マニフェストの普及が図られています。電子マニフェストは電子情報として管理されるので、整理・保存が容易となりました。また、マニフェストの交付状況報告義務が免除されることより産業廃棄物処理業者への普及と相まって、急速な普及が見込まれます。

第4章 現場から排出される石綿含有廃棄物等の処理

1. 石綿含有廃棄物等の分類

現場から排出される石綿を含有する廃棄物は、廃棄物処理法においては、“石綿含有廃棄物”と“廃石綿等”との2種類の区分で取り扱うようになりました。ここでいう“石綿含有廃棄物”は重量比で0.1%を超える石綿を含有している廃棄物で（平成18年10月1日施行）、“廃石綿等”は、いわゆる飛散性の石綿を含有している廃棄物を指しており、特別管理産業廃棄物として処理しなければなりません。

※ 廃棄物処理法では“飛散性”あるいは“非飛散性”という表現は使用せず、廃棄物の種類で表現しています。ここではより理解しやすい表現として、“飛散性”あるいは“非飛散性”の表現も使用しています。

※ 石綿含有一般廃棄物については建設現場ではあまり問題とならないので、ここでは石綿含有産業廃棄物を中心に記述します。

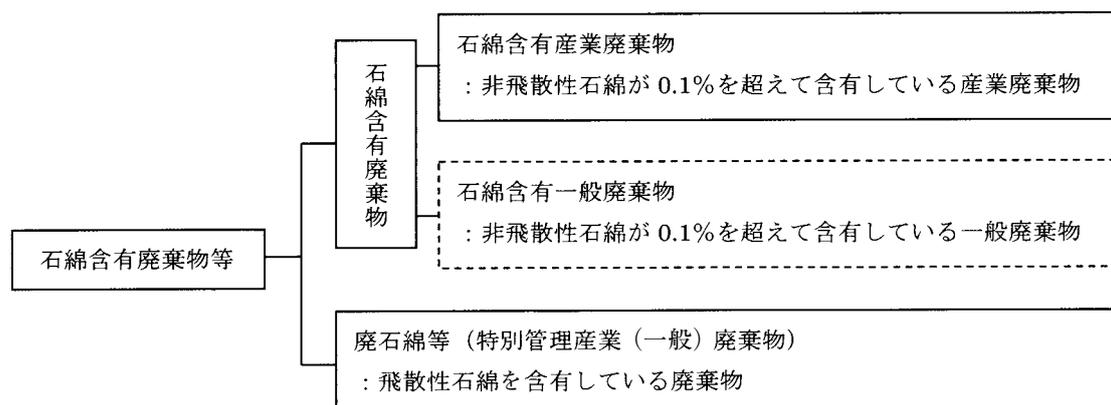


図-12 石綿含有廃棄物等の分類

1-1 石綿含有産業廃棄物

石綿含有産業廃棄物の概念は、法令で定められた20種類（法：6種類、令：14種類）の産業廃棄物に“石綿含有産業廃棄物”という種類のものが加わるのではなく、法令で定められた20種類の産業廃棄物のうち、重量比で0.1%を超える石綿を含有しているものに対して、石綿が含有していることによる規制を受けるというものです。

例えば、建築物の解体工事から石綿を含有しているスレート類が発生すれば、廃棄物の種類はあくまで、産業廃棄物の“ガラス陶磁器くず”であり、別途石綿含有産業廃棄物としての規制を受けます。

代表的な石綿含有産業廃棄物の具体例を記します。

表－6 石綿含有産業廃棄物の具体例

種 類	製 品
がれき類 ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず 廃プラスチック類	(石綿スレート等) 石綿含有石膏板、石綿スレート等 石綿含有ビニル床タイル等

※：石綿スレートについては、がれき類と判断される場合もあります。

1－2 廃石綿等

石綿含有廃棄物等のうち、以下に示す廃棄物を特別管理産業廃棄物の“廃石綿等”と規定しています。一般的には飛散性の石綿が含有している廃棄物をいいます。

- ① 建築物等（建築物およびその他工作物）に用いられる材料にあって石綿が吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
- ② 建築物に用いられる材料にあって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
 - イ) 石綿保温材
 - ロ) けいそう土保温材
 - ハ) パーライト保温材
 - ニ) 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材および耐火被覆材
- ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具または器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- ④ 廃棄物処理法施行令別表第三の一の項に掲げる施設（大気汚染防止法に規定する特定粉じん施設）において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ⑤ ④に掲げる特定粉じん施設、集じん施設で用いられたマスク衣服等で石綿が付着しているおそれがあるもの

以下に廃石綿等の具体例を示します。

廃石綿等の具体例

吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、石綿けい酸カルシウム保温材、耐火被覆板、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材、ケイ酸カルシウム板第二種、吹付け石綿が付着したプラスチックシート・防じんマスク・作業衣等、作業時に用いた機器のフィルター等
--

2. 石綿含有廃棄物等の取扱いとしての注意すべき事項

石綿含有廃棄物等を産業廃棄物として排出する場合、廃棄物処理法上の取扱いについては環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月）（令和4年11月4日一部修正）で取扱いが示された留意事項を以下に記述します。

2-1 石綿含有産業廃棄物

石綿含有産業廃棄物は、本手引きの第2章、第3章に記述されている産業廃棄物として必要な事項はすべて行う必要があります。ここでは、石綿が含有されていることにより特に必要とされる事項について記述します。

2-1-1 処理計画を定めるよう努めること（規則様式第2号の8または第2号の13）

排出事業者は、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理を図るため、これらの処理に関し、規則様式第2号の8又は第2号の13により処理計画を作成するよう努めることとされています。さらに、処理計画が確実に実施されるよう、管理体制を整えて現場の運営にあたる必要があります。

処理計画の作成に当たっては、規則様式中「④産業廃棄物の一連の処理の工程」又は「④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程」欄に、以下の(1)から(8)までに掲げる事項を記載すること。この際、発注者からの情報をもとに、自ら行った情報収集や現地確認により石綿使用の全体像を把握することとされています。

- (1) 事業場内で発生する廃棄物の種類、発生量及び処理量
- (2) 廃棄物の減量その他の適正な処理に関する目標
- (3) 撤去方法
- (4) 事業場内での保管方法
- (5) 収集・運搬方法
- (6) 中間処理及び最終処分方法
- (7) 処理を委託する場合は委託業者の許可の内容（収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等）、委託方法、処理施設の確認方法、添付書類として、処理委託契約書及び処理業の許可証の写し
- (8) 工事概要（工事名称、工事場所、工期、発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物管理責任者名、工事数量、解体工事の請負業者名）

また、石綿障害予防規則の第4条では、事業者は、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定めることとされているので、これらを加味して処理計画書を作成します。

- (1) 作業の方法及び順序
- (2) 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- (3) 作業を行う労働者への石綿等の粉じんの暴露を防止する方法

さらに、これらの処理計画は必要に応じて見直しを行い、適正な処理を継続します。

2-1-2 保管（規則第8条第4号）

- ① 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設ける。
- ② 保管場所には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける。
- ③ 覆いを設けること、梱包すること等飛散防止の必要な措置を講ずる。

2-1-3 委託契約

石綿含有産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、令第6条の2で定める委託基準に従い、運搬の場合は産業廃棄物収集運搬業者に、処分の場合は産業廃棄物処分

業者にそれぞれ委託しなければなりません。(法第12条第5項及び第6項、令第6条の2)

2-1-4 委託契約書の添付書面(規則第8条の4)

処分先が石綿含有産業廃棄物の認定施設の場合は、その認定証の写しを添付します。

2-1-5 委託契約書記載事項(規則第8条の4の2第6号)

石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載します。

2-1-6 事業者の帳簿記載事項等(規則第8条の5)

石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、運搬・処分の各事項について明示します。

※この項については、許可施設を運用している事業者のみが対象です。

2-1-7 マニフェスト記載事項(規則第8条の21)

石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量とその旨を記載します。

2-1-8 収集運搬(令第6条1項)

ここでは詳細は省略しますが、収集運搬には保管と同様に他の廃棄物と混合しない仕切りや飛散防止の覆い等の規定があります。

マニフェスト記載事例										形状	荷姿
①ガラス・陶磁器くず(石綿含有大平板、スレート波板等)										①固形状	1バウ
産業廃棄物の種類		(単位:t,kg ^① ,ℓ)		管理型品目		管理型品目		特別管理産廃			
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	2泥状	2コンテナ
01コンクリートがら		07混合(安定型のみ)		11建設汚泥		17石綿含有産業廃棄物		21廃石綿等		3液状	3ドラム缶
02アスコンがら		08石綿含有産業廃棄物	4	12紙くず		18水銀使用製品産業廃棄物					④袋
03その他がれき類				13木くず							
④ガラス・陶磁器くず				14繊維くず							
05廃プラスチック類				15廃石膏ボード		総重量又は総容量		4			
06金属くず				16混合(管理型含む)							
②廃プラスチック類(石綿含有Pタイル)										①固形状	1バウ
産業廃棄物の種類		(単位:t,kg ^① ,ℓ)		管理型品目		管理型品目		特別管理産廃			
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	2泥状	2コンテナ
01コンクリートがら		07混合(安定型のみ)		11建設汚泥		17石綿含有産業廃棄物		21廃石綿等		3液状	3ドラム缶
02アスコンがら		08石綿含有産業廃棄物	2	12紙くず		18水銀使用製品産業廃棄物					④袋
03その他がれき類				13木くず							
④ガラス・陶磁器くず				14繊維くず							
05廃プラスチック類				15廃石膏ボード		総重量又は総容量		2			
06金属くず				16混合(管理型含む)							
③種類が異なる石綿含有産業廃棄物を1台の車で運搬する場合										①固形状	1バウ
産業廃棄物の種類		(単位:t,kg ^① ,ℓ)		管理型品目		管理型品目		特別管理産廃			
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	2泥状	2コンテナ
01コンクリートがら		07混合(安定型のみ)		11建設汚泥		17石綿含有産業廃棄物		21廃石綿等		3液状	3ドラム缶
02アスコンがら		08石綿含有産業廃棄物	6	12紙くず		18水銀使用製品産業廃棄物					④袋
03その他がれき類				13木くず							
④ガラス・陶磁器くず				14繊維くず							
05廃プラスチック類				15廃石膏ボード		総重量又は総容量		6			
06金属くず				16混合(管理型含む)							
④岩綿吸音板(石綿含有)と下貼りの石膏ボードが一体となっている場合										①固形状	1バウ
産業廃棄物の種類		(単位:t,kg ^① ,ℓ)		管理型品目		管理型品目		特別管理産廃			
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	2泥状	2コンテナ
01コンクリートがら		07混合(安定型のみ)		11建設汚泥		17石綿含有産業廃棄物	4	21廃石綿等		3液状	3ドラム缶
02アスコンがら		08石綿含有産業廃棄物		12紙くず		18水銀使用製品産業廃棄物					④袋
03その他がれき類				13木くず							
④ガラス・陶磁器くず				14繊維くず							
05廃プラスチック類				15廃石膏ボード		総重量又は総容量		4			
06金属くず				16混合(管理型含む)							

注) ①のスレート波板等については、がれき類としても問題はない。

2-2 廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

本手引きにおいて記述されている特別管理産業廃棄物として必要な事項（マニフェスト、委託契約書等）についてはここでは省きますが、当然行う必要があります。

ここでは、廃石綿等として特に注意すべき事項について記述します。

2-2-1 処理計画および行政報告等（令第6条の7）

特別管理産業廃棄物（廃石綿等）を前年度50トン（廃石綿等以外も含めて）以上発生した事業者は、多量排出事業者の責務として処理計画とその結果報告を都道府県知事等に提出しなければならない。行政報告の様式は法令で定められています。（第2章1.産業廃棄物処理の原則参照）

2-2-2 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任（法第12条の2の8項）

特別管理産業廃棄物を取り扱うには、所定の経験を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければなりません。

2-2-3 保管（規則第8条の13）

保管については特別管理産業廃棄物保管基準によりますが、廃石綿等として特別な留意事項を以下に示します。廃石綿等の保管上の注意事項の他、保管することのできる数量の表示をしなければなりません。

- ① 保管の場所には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃石綿等の保管場所であること、保管場所の責任者の氏名または名称および連絡先等を表示した縦横60cm以上の掲示板を設けること。なお積み上げた高さは、屋外で容器等に入れずに保管する場合以外は記載不要です。

廃棄物保管場所の表示の例

特別管理産業廃棄物の保管場所		60cm 以上
保管する廃棄物の種類	廃石綿等	
積み上げ高さ	〇〇m※	
管理責任者	□□ □□□(△△△課)	
連絡先	TEL ×××-××××	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃石綿等(又は石綿含有産業廃棄物)保管場所につき関係者以外立ち入り禁止。 ・許可なくしてプラスチック袋等の持ち出し禁止。 ・プラスチック袋等は破損しないよう慎重に取り扱うこと。 ・石綿（アスベスト）粉じんを吸い込むと健康を害します。 ・プラスチック袋等の破損を見つけた場合は上記へ連絡してください。 	
60cm以上		

※：積み上げ高さは、屋外で容器等に入れずに保管する場合に記載

出典：石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（環境省）令和3年3月

- ② 廃石綿等の保管の場所から廃石綿等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- ③ 廃石綿等の保管場所にねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

- ④ 廃石綿等に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。

2-2-4 飛散防止の処置（規則第8条の13）

廃石綿等が運搬されるまでの間、廃石綿等の飛散を防止するため当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する（プラスチック袋は、厚さが0.15 mm以上のものが望ましい）ことにより、廃石綿等の飛散の防止を図ります。

2-2-5 委託契約

排出事業者は、廃石綿等の運搬又は処分を他人に委託する場合には、令第6条の6で定める委託基準に従い、運搬の場合は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に、処分の場合は特別管理産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければなりません。

（法第12条の2第5項及び第6項、令第6条の6）

2-2-6 表示について（規則第1条の10）

廃石綿等を収納するプラスチック袋または容器には、個々に廃石綿等である旨および取り扱い際に注意すべき事項を表示します。

容器の表示例

特別管理産業廃棄物 廃石綿等 取扱い注意事項

- ① 廃石綿等は他の廃棄物と混ざらないよう留意すること。（混載禁止）
- ② 荷台での容器の転倒、移動を防ぐための措置を講じること。
- ③ 容器が破損した場合は、散水等で飛散防止措置を行うと共に、流出しないよう注意すること。
- ④ 容器の破損事故が起こった時は、排出事業者にも速やかに連絡すること。

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（環境省）令和3年3月

2-2-7 運搬上の注意（令第6条の5の1項）

廃石綿等による人の健康または生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、または運搬します。具体的には以下の通りです。

- ① 廃石綿等が飛散し、および流出しないようにする。
- ② 収集または運搬に伴う悪臭、騒音または振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずる。
- ③ 廃石綿等の収集または運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずる。
- ④ 廃石綿等による人の健康または生活環境に係る被害が生じないようにする。
- ⑤ 廃石綿等がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、または運搬する。
- ⑥ 廃石綿等は、積替えを行わず処分施設に直送することを原則とする。これは再飛散の危険を極力少なくしようとするための措置であり、異なる事業場から廃石綿等を収集することを妨げるものではない。

2-2-8 帳簿の記載（規則第8条の18）

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、自ら処理する場合には表—7に示す事項の帳簿記載が義務付けられており、5年間の保存が必要です。（許可業者に依頼しなかった場合）

表—7 帳簿の記載事項（規則第8条の18）

自ら運搬する場合	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行なった場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
自ら処分する場合	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行なった事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※運搬、処分を委託する場合は、帳簿の作成は不要です。

2-3 その他の注意事項

① 受入れ基準の問題

石綿含有廃棄物を処分する場合には、廃棄物の法的な分類と廃棄物処理業者との受入れ基準が必ずしも一致しない場合があるので、処理計画については事前に廃棄物処理業者との打合せ等が重要です。

② 文書での事前通知

特別管理産業廃棄物については、令第6条の6において、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知することを定めています。

a. 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状および荷姿

b. 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

（参）規則第8条の16

参考：改正大気汚染防止法による事前調査、届出等の実施事項

建築物の解体等に伴う更なる石綿の飛散防止対策のため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大^{*1}するとともに、都道府県等^{*2}への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。大気汚染防止法の一部が改正され、一部の規定を除き、令和3年4月に施行されています。大気汚染防止法（以下大防法という）の改正の要点は、次のとおりです。

① 規制対象建材を拡大

- ・石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大。
- ・石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けた。

② 事前調査の信頼性の確保

- ・事前調査の方法を法定化。（書面調査、目視調査及び分析調査）

- ・「必要な知識を有する者^{※3}」による事前調査の実施を義務付け。(施行:令和5年10月~)
- ・一定規模以上の建築物等は、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※4}が事前調査結果を都道府県等に報告することを義務付け。(施行:令和4年4月~)
- ・事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付け。

③ 罰則の強化・対象拡大

- ・隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰を適用。
- ・下請負人にも作業基準遵守義務を適用。
- ・都道府県等による立入検査の対象を拡大。

④ 作業記録の作成・保存

- ・「必要な知識を有する者^{※6}」による取り残しの有無等の確認を義務付け。
- ・作業記録の作成・保存^{※7}を義務付け。
- ・作業結果の発注者への報告を義務付け。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。

※2 都道府県、大気汚染防止法の政令市など

※3 建築物石綿含有建材 調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

※4 元請事業者または自主施工者

※5 解体等工事終了後3年間保存

※6 石綿作業主任者、2の事前調査の必要な知見を有する者

※7 解体等工事終了後3年間保存

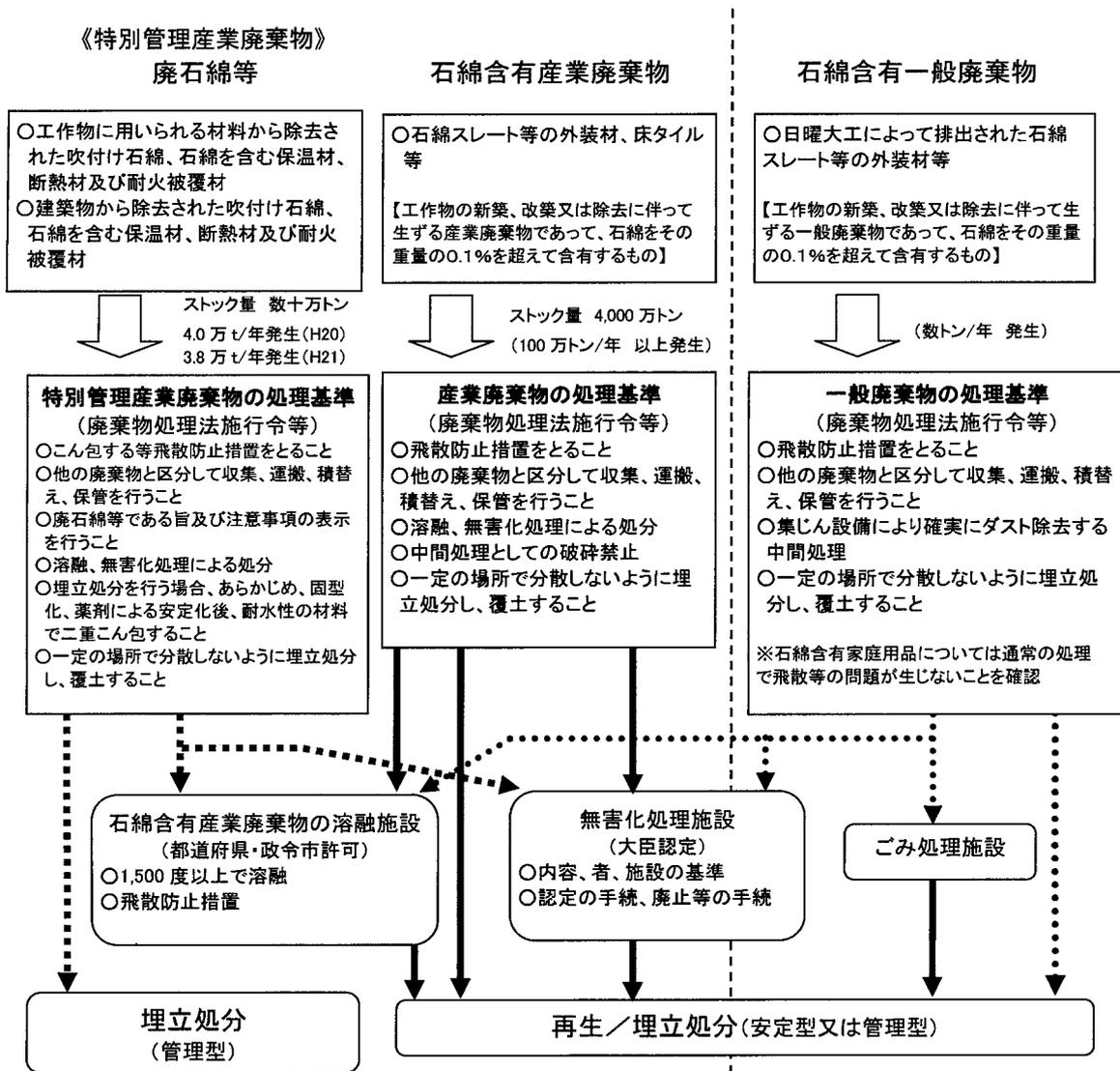


図 - 13 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー

第5章 違反と罰則

1. 違反行為と事業者等に対する罰則

「法」は、事業者等の処理責任を規定しているほか、事業者等が守るべき義務に違反した場合の罰則を定めています。

その違反行為と罰則のすべてを表－8に示します。なお、違反行為をしたときは、法第25条～第34条によって行為者が罰せられるほか、その法人に対しても、法第32条により当該各号に定める罰金刑が科せられるいわゆる両罰規定が適用されます。また、第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号もしくは第15号または第2項に該当する者の法人に対しては、3億円以下の罰金という高額なものとなっています。

さらに、違反者には5年間廃棄物処理法に関する許可等を受けられなくなるほか、指名停止などの措置が行われます。

また、近年の廃棄物の不適正処理事案の発生により、平成29年度の法改正では、これらの対策強化のため、管理票（マニフェスト）の虚偽記載等に関する罰則が強化されています。（廃棄物処理法の改正：平成29年6月16日公布）

表-8 産業廃棄物関連の事業者等に対する罰則（※は排出事業者に係るもの）

I. 法第25条関連

違反行為		違反条項	罰則
1. 無許可営業	無許可で産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者	法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項	5年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
2. 不正許可取得	不正の手段により産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集若しくは運搬又は処分の業許可を受けた者（許可の更新を含む）	法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項（第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項）	
3. 無許可変更	無許可で産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更して事業を行った者	法第14条の2第1項又は第14条の5第1項	
4. 不正許可変更	不正の手段により産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集若しくは運搬又は処分を事業の範囲の変更の許可を受けた者	法第14条の2第1項又は第14条の5第1項	
5. 許可取り消し等命令違反	産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）収集運搬業者若しくは処分業者がこの法律に違反する行為等をしたときその許可の取消し等の命令に違反した者	法第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む）	
※ 5. 措置命令違反	産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処理基準違反により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがある場合、その支障の除去又は発生の防止のための措置命令に違反した者（委託基準違反があったときは、その委託者を含む）	法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条5の第1項又は第19条の6第1項	
※ 6. 委託基準違反	産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の処理を規定に違反して無許可業者に委託した者	法第12条第5項又は第12条の2第5項	
7. 名義貸しの禁止違反	他人に名義を貸して産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集運搬又は処分を業として行わせた者	法第14条の3の3又は第14条の7	
8. 処理施設無許可設置	無許可で産業廃棄物処理施設を設置した者	法第15条第1項	
9. 不正施設設置許可取得	不正な手段で産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者	法第15条第1項	
10. 処理施設無許可変更	無許可で産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類、施設の処理能力等、施設の設置に関する事項を変更した者	法第15条2の6第1項	
11. 不正変更許可	不正な手段で産業廃棄物処理施設において処理をする産業廃棄物の種類、施設の処理能力等、施設設置に関する事項の変更許可を受けた者	法第15条2の6第1項	
12. 産業廃棄物の不正輸出	環境大臣の確認を受けずに産業廃棄物を輸出した者	法第15条の4の7第1項	
13. 産業廃棄物の無許可受託	無許可で産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集運搬又は処分を受託した者	法第14条第15項又は第14条の4第15項	
※ 14. 廃棄物の投棄禁止違反	みだりに廃棄物を捨てた者	法第16条	
※ 15. 廃棄物の焼却禁止違反	みだりに廃棄物を焼却した者	法第16条の2	
※ 16. 指定有害廃棄物の処理の禁止違反	指定有害廃棄物の基準に違反して保管、収集、運搬又は処分を行った者	法第16条の3	
法第25条2項、不正輸出、不法投棄及び不法焼却の未遂	廃棄物を不正に輸出あるいは、みだりに廃棄物を捨てる又は焼却しようとした者	法第15条の4の7第1項、第16条、第16条の2	

II. 法第26条関連

違反行為		違反条項	罰則
※ 1. 委託基準違反、再委託基準違反	委託基準又は再委託基準に違反して、産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の収集運搬又は処分を他人に委託した者	法第12条第6項、第12条の2第6項、第14条第16項又は第14条の4第16項	3年以下の拘禁刑若しくは3百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
※ 2. 産業廃棄物処理改善命令違反	産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）の保管、収集運搬、処分がその処理基準又は保管基準に適合しない場合、その必要な措置を講ずるための命令に違反した者	法第15条の2の7又は法第19条の3	
3. 無許可譲受け、借受け違反	無許可で産業廃棄物処理施設を譲り受け又は借り受けした者	法第15条の4	
4. 無許可輸入	無許可で国外廃棄物を輸入した者	法第15条の4の5第1項	
5. 輸入時の生活環境保全条件違反	廃棄物の輸入に関して、生活環境の保全上必要な許可条件に違反した者	法第15条の4の5第4項	
6. 不法投棄又は不法焼却目的の収集又は運搬	みだりに廃棄物を捨てる又は焼却する目的で産業廃棄物の収集又は運搬した者	法第16条、法第16条の2	

III. 法第27条の1関連

違反行為		違反条項	罰則
1. 産業廃棄物の不正輸出の予備	産業廃棄物を不正に輸出する目的で準備行為を行った者	法第25条第1項第12号	2年以下の拘禁刑若しくは2百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

IV. 法第27条の2関連

	違反行為	違反条項	罰則
※ 1. 管理票交付・記載違反	管理票を交付せず、又は規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者	法第12条の3第1項、第15条の4の7第2項	1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する
2. 管理票送付違反(運搬)	管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者	法第12条の3第3項前段	
3. 管理票回付違反(運搬)	管理票を回付しなかった者	法第12条の3第3項後段	
4. 管理票記載・送付違反(処分の受託者)	管理票送付違反(運搬)と同じ	法第12条の3第4項若しくは第5項又は第12条の5第6項	
※ 5. 保存義務違反	管理票の写しを保存していなかった者	法第12条の3第2項、第6項、第9項又は第10項	
※ 6. 管理票記載違反	虚偽の記載をして管理票を交付した者	法第12条の4第1項	
7. 管理票未受領で引渡し	管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた者	法第12条の4第2項	
8. 管理票送付違反	運搬又は処分が終了していないあるいは通知を受けていないにもかかわらず終了の管理票を送付又は報告した者	法第12条の4第3項又は第4項	
※ 9. 電子情報処理における虚偽の登録	虚偽の登録をした者	法第12条の5第1項又は第2項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む)	
10. 電子情報処理における虚偽の報告	報告をせず、又は虚偽の報告を行った者	法第12条の5第3項又は第4項	
※ 11. 勧告措置命令違反	産業廃棄物の適正な処理に関する措置命令違反	法第12条の6第3項	

V. 法第28条関連

	違反行為	違反条項	罰則
1. 秘密保持義務違反	情報処理センターの役員若しくは職員等で、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らした者	法第13条の7	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する
※ 2. 計画変更命令違反	指定区域内(廃棄物が地下にある土地の形質の変更に伴い区域を指定)において土地の形質の変更の施行方法の計画変更命令に違反した者	法第15条の19第4項又は第19条の11第1項	

VI. 法第29条関連

	違反行為	違反条項	罰則
1. 処理業変更届等届出義務違反	産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)収集運搬業者又は処分業者の申請者が欠格条件に該当するにいたった場合に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者	法第12条第3項又は第12条の2第3項、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項、又は第15条の2の6第3項	6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する
2. 処理施設使用前受検義務違反	産業廃棄物処理施設について、技術上の基準に適合していると認められる前にその施設を使用した者	法第15条の2第5項(第15条の2の6第2項において準用を含む)	
3. 処理困難通知交付違反	現に受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがあるにもかかわらず、遅滞無く、通知せず、又は虚偽の通知をした者	法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の3の2第3項(第14条の6において準用する場合を含む。)、法第14条の4第13項又は第14条の5第4項	
4. 処理困難通知保存違反	処理困難通知を交付したにもかかわらず、写しを保存しなかった者	法第14条第14項、法第14条の2第5項(第14条の3の2第4項(第14条の6において準用を含む)及び第14条の5第5項において準用を含む)又は法第14条の4第14項	
※ 5. 指定区域内土地の形質変更届け違反	指定区域において土地の形質を変更しようとする者が規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	法第15条の19第1項	
6. 応急措置命令違反	処理施設における事故に対して必要な措置を講じる命令に違反した者	法第21条の2第2項	

VII. 法第30条関連

	違反行為	違反条項	罰則
1. 帳簿備付け、記載、保存等義務違反	産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)の処理について、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者(産業廃棄物処理施設設置者)	法第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項及び第14条の4第18項	30万円以下の罰金に処する
2. 処理業廃止届等届出義務違反	産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)収集運搬業者又は処分業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき等、産業廃棄物処理施設を廃止若しくは休止したとき等、産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したとき、産業廃棄物処理施設を譲り受け又は借り受けたとき、それぞれ規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	法第14条の2第3項及び第14条の5第3項、第15条の2の6第3項又は第15条の4	
3. 定期検査の拒否妨害、忌避	産業廃棄物処理施設の設置者が、都道府県知事の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	法第15条の2の2第1項	
4. 処理施設維持管理記録義務違反	産業廃棄物処理施設の維持管理に関し記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者	法第15条の2の4及び15条の4の4第3項	
5. 処理責任者設置義務違反	産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物処理責任者を置かなかった者(産業廃棄物処理施設設置者)	法第12条第8項又は第12条の2第8項	

Ⅶ. 法第30条関連

違反行為		違反条項	罰則
6. 有害使用済機器保管届出義務違反	有害使用済機器の保管又は処分に関する規定の届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	法第17条の2第1項	30万円以下の罰金に処する
7. 虚偽報告等	産業廃棄物処理施設設置者で都道府県知事等が求めた必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者	法第18条第1項又は第2項	
8. 立入検査、取去拒否妨害、忌避	都道府県知事等がその職員に行わせる立入検査又は廃棄物の取去を拒み、妨げ、又は忌避した者	法第19条第1項又は第2項	
9. 技術管理者設置義務違反	技術管理者を置かなかった者	法第21条第1項	

Ⅷ. 法第31条関連

違反行為		違反条項	罰則
1. 情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員又は職員の規定違反	無許可で情報処理業務の全部又は一部を休止、又は廃止した者、情報処理業務に関して帳簿を備えず、記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者、情報処理業務等に関する必要な報告、資産等に関する必要な報告を環境大臣にせず、又は虚偽の報告をした者、廃棄物の処理又は処理施設の構造等に関する必要な報告を都道府県知事等にせず、又は虚偽の報告をした者、環境大臣がその職員に行わせる立入検査を拒否、妨害し、又は忌避した者	法第13条の6、第13条の8、第13条の9第1項、第15条の13第1項、第18条	30万円以下の罰金に処する

Ⅸ. 法第32条関連

違反行為		違反条項	罰則
※ 1. 両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人若しくは人に対して罰金刑を科する	法第25条第1項第1号から4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は法第25条第2項(無許可営業)(不正許可取得)(無許可事業範囲変更等)(不正許可変更)(廃棄物の投棄違反)(廃棄物の焼却禁止違反)(不正輸出、不法投棄及び不法焼却の未遂)	3億円以下の罰金に処する
2. 時効	法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効期間による	法第25条第1項第1号から4号	各本条の罰金に処する

Ⅹ. 法第33条関連

違反行為		違反条項	罰則
※ 1. 事業場外保管違反	建設工事において産業廃棄物を事業場の外で自ら保管を行った事業者が規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	法第12条第4項又は第12条の2第4項	20万円以下の過料に処する
※ 1. 指定区域内土地の形質変更届出違反	指定区域が指定された際に既に土地の形質の変更に着手している者又は非常災害のために必要な応急措置として土地の形質を変更したことを規定による届出をせず、又は虚偽の記載をして提出した者	法第15条の19第2項又は第3項	
※ 2. 多量排出事業者提出違反	多量排出事業者として産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)の減量その他その処理に関する計画を提出せず、または虚偽の届出をした者	法第12条第9項又は第12条の2第10項	
※ 3. 多量排出事業者報告違反	多量排出事業者として産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)の減量その他その処理に関する計画に対し、実施の状況を報告せず、または虚偽の報告届出をした者	法第12条第10項又は第12条の2第11項	

Ⅺ. 法第34条関連

違反行為		違反条項	罰則
廃棄物再生事業者登録違反	無登録で、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者	法第20条の2第3項	10万円以下の過料に処する

第6章 その他

1. フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）について

フロンのような気体は廃棄物処理法の対象ではないのですが、フロン類は地球温暖化に大きな影響があり、解体工事等における工事で大気中に排出される恐れがあります。そのため、経済産業省および環境省は、フロン類の製造から廃棄に至るライフサイクル全体の包括的な対策を実施するために、平成25年6月にフロン回収・破壊法を改正・公布し、フロン排出抑制法が平成27年4月に全面施行されました。令和元年6月には機器廃棄時に工事発注者がフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入等、抜本的な対策を講じる改正が行なわれました（令和2年4月1日施行）。

フロン類は、二酸化炭素の数百倍から1万倍を超える温室効果を持つガスで、みだりに大気中に放出することが禁止されており、フロン類機器管理者（所有者等）に機器使用中のフロン類漏洩防止管理が義務付けられ、3か月ごとの簡易点検、記録保管、1,000t-CO₂以上漏洩時の報告等が義務付けられています。また、建物の解体等に伴うフロン使用機器の廃棄時には、フロン類使用業務機器所有者（廃棄等実施者）に、フロン類の回収が義務付けられています。さらに下記のように解体・改修工事における元請け、機器等廃棄者、第一種フロン類充填回収業者、再生・破壊業等の業者に対して役割と責任が課せられています。

① 解体・改修工事の元請けの義務

解体工事等の元請けは、解体工事等の際、事前調査を実施し、法対象である業務用機器の確認等を行い、書面（事前確認書）でその結果を発注者に報告しなければなりません。なお業務用機器がない場合も書面での報告が必要です。

機器があった時にフロン類がすでに回収済みの場合は、工事発注者から引取証明書（写）をもらいます。フロン類が未回収の場合は、工事発注者に対して、発注者自ら（または第三者に委託）回収するように要請します。なお回収依頼があった時は、工事発注者から委託確認書をもらい、さらに委託確認書を作成して充填回収業者に再委託します。

回収完了後には充填回収業者から引取証明書（写）をもらいます。

なお廃棄物・リサイクル業者等が機器を引き取る際には、フロン回収済み証明となる引取証明書（写）を確認し、確認できない機器の場合は引取りが法律で禁止されました。

また事前確認書、委託確認書および引取証明書（写）は3年間の保存が義務付けられました。

※ 廃棄物・リサイクル業者が、充填回収業者として登録されている場合には、フロン類の回収と合わせ機器の引取りも依頼することができます。

フロン回収の行程管理は委託管理表、引取証明書となる行程管理票にて行います。

② 工事発注者（廃棄等実施者）の義務

工事発注者（廃棄等実施者（使用機器所有者等））は第一種フロン類充填回収業者に

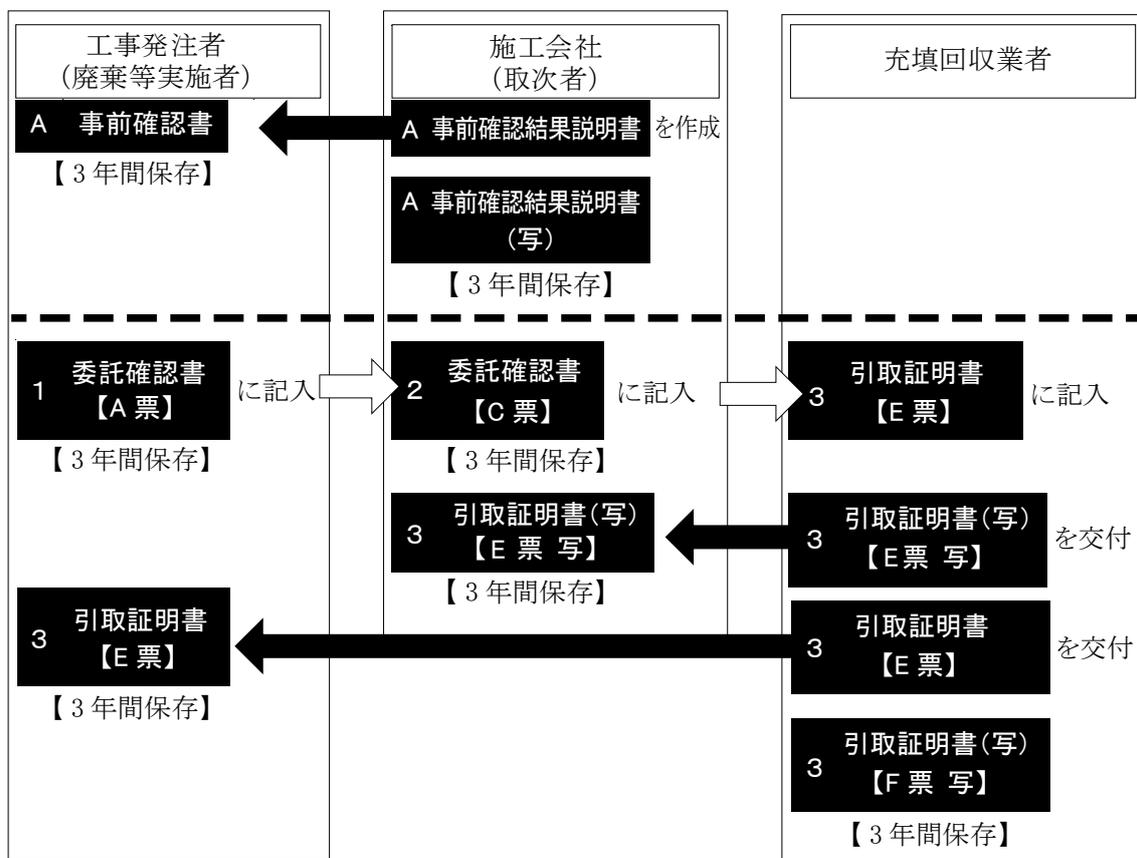
回収依頼書にて直接委託、または委託確認書にて元請施工会社（取次者）に委託してフロン類を回収しなければなりません。また回収したことを証明する引取証明書は3年間の保存が義務付けられました。

③ 第一種フロン類充填回収業者の義務

回収したフロン類を再生・破壊業等の業者に引渡し、その後業者から再生あるいは破壊が確認された証明書を受領したら、引渡証明書を作成し、回付しなければなりません。

④ 再生・破壊業等の義務

引き渡されたフロン類を再生／破壊が完了したら、再生証明書・破壊証明書を交付しなければなりません。



図－14 機器廃棄時の行程管理の流れ
(機器の所有者が引渡しを委託する場合)

2. 行程管理票について

工事発注者から施工業者への委託確認書、施工者から充填回収業者への委託確認書や引取証明書には「行程管理票」を使用します。行程管理票はA票からF票まであり、委託確認書、引取証明書等になります。その流れは、図－14のフロー図1～3の工程です。

なお、充填回収業者は再生・破壊等の業者に引き渡す場合は、F票(写)と「フロン類再生・

破壊管理票」を用います。再生・破壊等の業者から Z 1 票「破壊証明書」、あるいは Z 2 票「再生証明書」が交付された場合、充填回収業者は、その引取証明書を作成し、機器の所有者等に遅滞なく回付し、交付および回付者は、その写しを交付および回付した日から 3 年間保存しなければなりません。

行程管理票には処理依頼の形態に応じて 3 種類あります。所有者である発注者から解体業者等が委託を受けて回収業者に直接依頼する（取次 1 社）場合は、再委託までを管理する推奨版書式を使います。また、一次取次者と回収業者の間にサブコンや設備業者が存在する（取次 2 社）場合は、汎用版書式か補足用書式（3 回以上委託する場合）を使用します。

行程管理票は、一般社団法人日本冷媒・環境保全機構で販売されています。

行程管理票の記入例は下記にあります。

https://www.jreco.or.jp/data/koutei_guide_202301.pdf

3. 令和元年改正について

令和元年改正で強化された主な項目は以下のとおりです。

①事前確認書および引取証明書の保存

・充填回収業者が引取証明書を交付した日から 3 年間の保存義務（工事発注者）

②フロン類の回収が確認できない機器の取引禁止

・引取証明書（写し）がない（フロン類が回収済みであることの確認ができない）

冷媒を回収せずに機器を廃棄した場合 50 万円以下の罰金（直罰）
(法第 104 条第二号)

③委託確認書、回収依頼書、引取証明書の未交付、又は未記載、虚偽記載、保存違反

..... 30 万円以下の罰金（直罰）
(法第 105 条第二号～四号)

④廃棄機器を引取業者に引き渡す場合は工程管理票の引取証明書の（写）の交付の義務

..... 未交付の場合は 30 万円以下の罰金（直罰）
(法第 105 条第五号)

第7章 質疑応答事例

1. 定義

(建設汚泥)

問1. 建設汚泥とは。

(答) 環境省の建設汚泥の定義によれば、

建設汚泥とは、『地下鉄工事等の建設工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細で泥状を呈しているものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という）として取り扱う。また、粒子が直径75マイクロメートル*を超え、粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200 kN / m²以下、または一軸圧縮強さがおおむね50 kN / m²以下である。

しかし、掘削物を標準ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。

なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事にとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。』としている。

したがって、建設汚泥は、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物の汚泥として取り扱われるものである。

[日建連公衆災害対策委員会注釈]

- ①上記『 』の定義は、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月環境省廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課）による。
- ②上記本文中「なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。」という文言は平成7年に追加され、自治体により、解釈の違いが若干まだ見受けられるので、汚泥か土砂の判断については都道府県等に問い合わせるのがよい。
- ③上記本文中「この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。」の一体となるシステムの考え方も自治体により解釈が異なる場合がある。
※ 環境省指針では74 μmとされているが、JISのふるいは75 μmとなっている。

(汚泥の解釈1)

問2. 泥土であり、浚渫土、建設汚泥に該当しないものとは具体的にどのようなものか。

(答) 地山の掘削により生じる掘削物で、軟弱地盤の開削工事により発生する掘削物、オーガー先行油圧ハンマー工法、中掘り工法、泥水を使用しないアースドリル工法、ベント工法、全面開放型シールド工法等から発生する掘削物などの例がある。

ただし、自治体によっては、地山掘削であっても泥状を呈するものは建設汚泥としているところもあるので、自治体環境部局に確認する必要がある。

(汚泥の解釈2)

問3. ベントナイトを含む掘削土は建設汚泥になるのか。

(答) ベントナイトは粘土鉱物の一種であるモンモリロナイトを主体とする岩石で、通常粉碎されて販売されており、建設分野以外でも広く活用されている天然資源である。「建設廃棄物処理指針」では、建設汚泥の判断に関して掘削物が泥状を呈するか否かという物理的な性状を判断基準としており、ベントナイト等の含有成分は基準になっていない。同指針のアースドリル工法の例示においても、ベントナイトが含まれる掘削物でも泥状を呈さない場合は土砂としている。したがって、ベントナイトが含まれる掘削物が全て建設汚泥になるわけではない。

なお、「建設汚泥再生利用マニュアル」に記述しているように、ベントナイトおよびCMCの安全性は確認されている。しかし、従来はこれと異なる指導をしてきた都道府県等もあるので、所管部局に確認する必要がある。

*参考図書：「建設汚泥再生利用マニュアル」編著 独立行政法人土木研究所、大成出版社、2008年12月10日

(汚泥の解釈3)

問4. 中間処理施設から出た段階で建設汚泥の基準（コーン指数等）をクリアしていれば、産業廃棄物でないといえるのか。

(答) 中間処理施設は、廃棄物の「処分」のための処理施設である。処理されたものが基準をクリアしていても建設汚泥（産業廃棄物）であり、その取扱いは廃棄物処理法の適用を受ける。しかし、処理されたものが有価物としての性状（利用用途の要求品質に適合）を有している場合、「自ら利用」、「再生利用指定制度」、「有償譲渡」により利用することは可能である。なお、「有償譲渡」の場合は、販売されたら有価物となるが、「自ら利用」の場合は利用された時点で、「再生利用指定制度」の場合は、利用場所に持ち込まれた時点で有価となり、廃棄物でなくなるとされている。

なお、環境省通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）令和2年7月20日」では、都道府県等の判断の参考として、以下のような場合に建設汚泥処理物等が中間処理業者において製造された時点で有価物として取り扱うことが適当であるとの考え方を示している。

したがって、個別の工事間での有効利用に関して、以下のような確認が都道府県等によってなされた場合には、製造された時点で有価物として取り扱うことが適当とされている。

○品質に関しては：

第三者認証機関により認証を受けた建設汚泥の処理施設が、建設汚泥処理物の製造を行い、利用側工事の仕様書等で示された用途、および要求品質、必要数量が確実に製造できること。処理または製造および管理の計画書等の確認。

○保管では：

飛散、流出または崩落等の生活環境の保全上の支障がないよう適切に保管することの確認。

○確実に再生利用されることでは：

再生利用の実施に関する中間処理業者と当該建設汚泥処理物等を利用する事業者との間の確認書又は工事発注仕様書、再生資源利用促進計画書等。また、建設資材や原材料としての市場が一般に認められない利用方法の場合にあっては、再生利用されることが確実であることを確認できる書類等により、当該利用方法に特段の合理性があることを確認。

また、公益財団法人等独立・中立的な第三者が認証機関となって、製品および工事間利用における「**需要に照らして適正な品質及び数量である**」かどうかや、「**有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実である**」かどうかの確認を行うことによって、都道府県等の確認に代え、それを都道府県等が認めることにより、建設汚泥処理物等が製造された時点で有価物として取り扱うことが適当とされている。

これらの判断は、都道府県等によってなされるものであるもので、建設汚泥処理物等の有価性に関する判断に関しては、都道府県等の廃棄物所管部局に確認する必要がある。

なお、この通知で示された認証機関として、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が認証事業を行っている。

認証を申請することのできる事業者は以下の①～④の事業者に限られる。

- ① 産業廃棄物処分業の許可を有する事業者
 - ② 環境大臣による再生利用認定事業者（大臣認定制度）
 - ③ 都道府県知事等による再生利用指定事業者（個別指定制度）
 - ④ 自ら利用を行う事業者（施設の設置許可を有する事業者、又は公共工事の発注者等へ建設汚泥再生利用計画書等を提出し発注者の確認を得ている事業者）
- 詳しくは、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のHPを参照のこと。

<https://www.sanpainet.or.jp/inadatutumi/service03.php?id=43>

(汚泥の解釈 4)

問5. 建設汚泥を脱水処理（機械脱水）したものは産業廃棄物でなく、安定処理（セメント等で固化処理）したものは産業廃棄物なのか。

(答) 脱水処理であっても、安定処理であっても、処理物が有価物として利用あるいは有償譲渡されない限り産業廃棄物である。したがって、処理の方法にかかわらず産業廃棄物である。

(脱水ケーキの取扱い)

問6. 濁水処理プラントから出る脱水ケーキを他の盛土材に混ぜ現場内で盛土材として利用することは、廃棄物処理法上問題はないか。

(答) 先ず、濁水処理の脱水ケーキが建設汚泥（廃棄物）に該当するかどうかの判断が重要である。現状では、濁水処理する工種等により都道府県等の判断が異なっているようなので、所管部署に確認する必要がある。その結果、建設汚泥（廃棄物）に該当しないと判断された場合、その利用は問題ない。建設汚泥に該当する場合は、盛土材等と混合しても全体が産業廃棄物となるので、目標強度等十分な品質管理を行い、有価物に相当する性状（利用用途の要求品質に適合）に改良して産業廃棄物の「自ら利用」あるいは再生利用制度により利用する。

その際、建設汚泥の再生利用計画書（利用量、利用場所、目標品質等）、発注者の承認、定期的な品質確認の記録等を作成して、不法投棄ではないことを明確にしておく必要がある。

さらに、建設汚泥と建設発生土を混合する作業は産業廃棄物の処理に該当すると考えられるので、その処理は、排出事業者自らが行うか廃棄物処理業の許可を持った業者に委託する、又は協力業者と規制改革通知*に従って、協力業者と契約を締結して、協力業者が処理を行う必要がある。

※：参考『「規制改革・民間開放推進3か年計画」』（平成16年3月19日閣議決定）において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）：改正 平成25年3月29日、環産発第130329111号の第三「企業の分社化等に伴う雇用関係に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し」

《参考》『「規制改革・民間開放推進3か年計画」』（平成16年3月19日閣議決定）において平成16年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）：改正 平成25年3月29日、環産発第130329111号の第三「企業の分社化等に伴う雇用関係に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し」

- 1 事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という。）については、次の(1)から(5)に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者との間に直接の雇用関係にある必要はないこと。

- (1) 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。
- (2) 処理の用に供する処理施設の使用権限及び維持管理の責任が、当該事業者にあること（令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設については当該事業者が法第15条第1項の許可を取得していること。）。
- (3) 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務従事者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。またこれにより、当該事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合には業務従事者の変更を行うことができること。
- (4) 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。
- (5) (3) 及び (4) についての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること。

ただし、一部の自治体では、元請けによる管理や下請けとの契約等の条件によっては下請けの処理を認めている所もあるので、事前に自治体に相談しておくことよい。また、処理施設の種類と規模によっては法第15条の施設設置許可が必要となるので注意が必要である。

2 なお、事業の範囲としては、上記(3)に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要があり、例えば当該事業者の構内又は建物内で行われる場合はこれに該当するものと解して差し支えないこと。

つまり、上記(1)から(5)までの要件が全て満たされれば、当該産業廃棄物を処理する者が当該事業者と直接雇用関係になくても当該事業者の自ら処理と認めるといふものである。この通知を適用して自ら利用を行おうとする場合は、適用可能かどうか事前に当該自治体に相談されたい。

(建設資材の定義と取扱い)

問7. 伐採木、木製のコンクリート型枠のようなリース材、木製の梱包材等も建設リサイクル法の分別解体等・再資源化等の対象となるか。

(答) 建設リサイクル法第2条第1項において、建設資材とは、「土木建築に関する工事に使用する資材」と定義されており、伐採木、伐根材、木製の梱包材等は建設資材ではないので、建設リサイクル法による分別解体等・再資源化等の義務付けの対象とはならない。

また、木製のコンクリート型枠のようなリース材については、工事現場で使用している間は建設資材であるものの、使用後リース会社が引き取る場合は、建設資材廃棄物として排出されるものではない。リース会社から廃棄物として排出される場合は、分別解体等・再資源化等の義務付け対象とはならない。ただし、対象建設工事となる工事現場から直接廃棄物として排出される場合は、

特定建設資材廃棄物として分別解体等・再資源化等が必要である。

なお、建設リサイクル法の分別解体等・再資源化等の義務付け対象とならないものについても、同法においては、出来るだけリサイクルするよう求めており、廃棄物処理法の規定に従って適正な処理は必要である。

問8. 泥水式シールド工事等の泥水循環工法において発生する泥水や、ダム工事の骨材製造工程において発生する濁水の処理施設の一装置として脱水施設が組み込まれている場合、これらを「一定の生産工程」としてとらえうると解してよいか。

(答)「一定の生産工程」は、製品の製造工程に限定されるものではなく、建設工事の工程も該当しうる。すなわち、泥水式シールド工事等の泥水循環工法やダム工事の骨材製造工程における脱水施設も、これが当該建設工事の本体工程と一体不可分の工程を形成しており、かつ、下記通達の1. (1)～(3)に掲げる要件を全て満たしているものについては、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設(15条施設)に該当しないものとして取り扱うこととされている。

《参考》平成17年3月25日付環廃産発第050325002号通達(規制改革通知)

改正：平成25年3月29日環廃産廃130329111号 抜粋

第二 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化

令第7条に規定する産業廃棄物処理施設については、昭和46年10月25日付環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」中第2の12において「いずれも独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは含まない」としてきたところであるが、汚泥の脱水施設に関する法上の取扱いについて、その運用を以下のとおりとすること。

1 次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととすること。

(1) 当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。

(2) 脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。

(3) 当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。

2 上記1(1)から(3)に掲げる要件を満たす脱水施設における産業廃棄物たる汚泥の発生時点は、従前のおり当該脱水施設で処理する前とすること。

3 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設等汚泥の脱水施設以外

の処理施設についても、上記と同様の考え方により令7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かを判断するものとする。

- 4 従来法第15条第1項の許可が必要な産業廃棄物処理施設として扱われてきた汚泥の脱水施設等について、上記1(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たし、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないことが明らかとなった場合には、法第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項に定める廃止届出の提出を求めるなどして法の適用関係を明らかにするよう取り扱われたいこと。

2. 契約

(登録再生事業者)

問9. 廃棄物再生事業者の登録制度とはどういうものか。

(答) 廃棄物(①古紙、②金属くず、③空き瓶、④古繊維、⑤①～④以外の廃棄物)の再生の事業を的確にかつ継続的に行える事業所が、都道府県知事に必要な申請をし、規則第16条の2で定める基準に適合していれば、都道府県が作成する「廃棄物再生事業者」の名簿に記載され、登録証明書が交付される制度である。収集運搬のみを業として営んでいる場合は、登録の対象にならない。登録を受けている者でなければ「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることはできない。

登録を受けた者に対し、市町村は一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることが出来る。登録廃棄物再生事業者と産業廃棄物の処理委託契約をする場合には、登録証明書の写しを入手すること。

なお、廃棄物再生事業者の登録は、業の許可や指定ではない。したがって、廃棄物再生事業者の登録のみで、産業廃棄物処理業や再生利用業の指定を受けた業者でない者は、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(通称：専ら物)以外の産業廃棄物の処理を受託することはできない。

(契約締結者)

問10. 排出事業者の契約締結者は代表者となっているが、支店長や作業所長でもかまわないか。

(答) 代表者から契約締結権等の権限を委任されていれば、支店長印や作業所長印等で差し支えない。

(二者契約と三者契約の違い)

問11. 二者契約と三者契約の違いはなにか。

(答) 二者契約とは、排出事業者が委託契約を取り交わす時、収集運搬業者と処分業者が異なる場合に、それぞれの会社と個別に契約をすること。三者契約とは、収集運搬業者と処分業者が別会社でもあるにもかかわらず1枚の契約書で排出事業者と収集運搬会社、処分会社とが契約する場合をいう。

なお、廃棄物処理法第12条第5項では、排出事業者が収集運搬業者および処分業者のそれぞれに委託しなければならない旨が定められている。

(運搬・処分の同一業者への委託)

問 12. 産業廃棄物の収集運搬および処分を同一の業者に委託しようとする場合、収集運搬、処分それぞれについて、別々の契約書が必要となるか。

(答) 収集運搬および処分を同一の業者が行っている場合は、一つの契約書でよい。

(無許可業者への委託)

問 13. 建設会社(元請業者)が解体業者にコンクリート構造物の解体工事と一緒に、その発生材の運搬、処分を委託した。この解体業者は産業廃棄物処理業の許可を持っていないので、収集運搬の許可を持った業者と処分の許可を持った業者にそれぞれ再委託したが、これは違反になるか。

(答) 建設会社(元請業者)が解体物の運搬および処分を、産業廃棄物処理業の許可を持たない解体業者と委託契約することは委託基準違反となる。

また、建設工事によって発生した廃棄物は元請業者に一元的に処理責任があり、下請である解体業者が収集運搬および処分を再委託することは委託基準違反になる。

(再委託禁止の例外)

問 14. 「再委託禁止」の条項で「他人に委託せざるを得ない事由」とは何か。また再委託にも基準があるのか。

(答) 廃棄物処理法第 14 条第 16 項により、再委託は原則禁止されており、例外的に再委託基準に従って委託する場合、法による改善命令、措置命令の履行のためによる場合が認められている。他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合とは、収集運搬業者の車両が故障して自社のみでは運搬しきれない状況が生じた場合や、処分業者の施設が故障等によって受託した産業廃棄物を受け入れ処分できない場合等、突発緊急的な事態を想定している。

また、再委託基準は次のとおりである。

- 1 あらかじめ、排出事業者から委託を受けた者(受託者)は排出事業者に対して、再委託を受ける者(再受託者)の氏名・名称、およびその再受託が委託基準に適合していることを明らかにすること。
- 2 あらかじめ、排出事業者の書面による承諾が必要であること。(記載事項略)
- 3 受託者は再受託者に対し委託契約書記載事項を記載した文書を交付すること。
- 4 その他、委託基準に適合していること。(受託者・再受託者間の書面契約が必要)
- 5 排出事業者は、承諾書の写しを承諾日から 5 年間保存しなければならないこと。(以上、法第 14 条第 16 項但し書き、政令第 6 条の 2 第 6 号、政令第 6 条の 12、規則第 8 条の 4 の 4、規則第 10 条の 6 の 6、規則第 10 条の 7)

なお、特別管理産業廃棄物についても、別途、同趣旨の規定がある。

(処理能力欄の記載事項)

問 15. 委託契約書の「処理能力」欄の記載内容については、どのように確認するのか。

(答)「処理能力」欄の記載は、処分業者が責任をもって適正に処理することが十分可能であることを排出事業者に対し明らかにするためのもので、処分業の許可証で確認すればよい。平成 12 年 10 月 1 日より、許可証の写し等を委託契約書に添付することが義務付けられている。

なお、令第 6 条 1 の 2 の口および「【新訂】建設副産物適正処理推進要綱の解説」(大成出版社刊)の「第 24 再資源化等の実施 (3) 中間処理 (再資源化含む) 基準」に基づき、処理業者が産業廃棄物を保管する数量は処理能力の 14 日分を超えてはいけないということを受け、日建連公衆災害対策委員会では、処分業者の処理施設を適宜、現地確認することをお願いしている。

参考：建設発生木材、コンクリート塊の再資源化施設では 28 日分、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設は 70 日分を超えない範囲で保管することが認められている。

(「必要な情報」欄)

問 16. 委託契約書の「必要な情報」欄に記載すべき事項は何か。

(答)「必要な情報」欄の事項は、規則第 8 条の 4 の 2 の六で以下のように定められている。

- ① 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項。
- ② 通常の保管状況の下で腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項。
- ③ 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項。
- ④ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、JIS C 0950 に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - (1) 廃パーソナルコンピューター (2) 廃ユニット型エアコンディショナー
 - (3) 廃テレビジョン受信機 (4) 廃電子レンジ (5) 廃衣類乾燥機
 - (6) 廃電気冷蔵庫 (7) 廃電気洗濯機
- ⑤ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨。
- ⑥ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項。

例えば、汚泥であれば「含水率が高いためタンク車でないと運搬できない」等である。また、廃棄物の有害性、危険性、毒性その他取扱上注意を要する事項等を記載する。

(契約単価・金額)

問 17. 委託契約書に契約単価を記載させる理由はなにか、合計予定金額とはなにか。

(答) 契約単価は、廃棄物毎の収集運搬費用および処分費用(単価×数量)を算出するために必要となる。なお、廃棄物の排出量には変動があるため、見込みによる予定数量となる。

合計予定金額とは、上記で算出した契約金額の総額であり、委託契約書の収入印紙貼付額の基準となる。但し、収集運搬と処分が同一会社の場合は、どちらか高い金額の方が委託契約書の収入印紙貼付額の基準となる。

3. 分別・解体・保管

(分別解体)

問 18. 解体工事の実施にあたり、現場でミンチ解体を行って別の場所で分別してはいけないのか。

(答) 建設リサイクル法第2条第3項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されている。また、建設リサイクル法第9条第1項においては、「正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない」となっており、技術的に困難である等、正当な理由がない場合、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要である。また、一旦ミンチ解体を行うと以後の分別は困難となるので、日建連としては現場での分別解体を指導している。

(有価物)

問 19. 有価物とはどのようなものを指すか。

(答) 有価物は廃棄物ではないので、当然ながら廃棄物処理法は適用されない。一般に、「売却代金と運搬費を相殺しても、排出事業者に入金があるか否か」いいかえると「有償か否か」ということが、判断の大きな目安となっている。

また、建設汚泥処理物とコンクリート塊は、利用用途に応じて適正な品質を有しているものに関して、それぞれ大臣認定制度、個別指定制度などを利用した場合には「取引価値」を有するものとして、また、自ら利用においては「利用価値」を有するものとして有価物(価値を有する物)として取り扱うことが可能である。

しかし、有償譲渡において、使用方法や流通ルートが現実的でない場合などは、「産業廃棄物として処理すべき物を、有価物と称して不適正な処理をした」と見なされる場合がある。

(事務所の冷蔵庫)

問 20. 事務所の冷蔵庫を捨てる場合は、産廃の品目は何になるか。

(答) 家電リサイクル法の特定家庭用機器再商品化の対象機器として、洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫の4品目に含まれている(業務用に設計されているも

のや、天井等に埋め込まれているエアコンは除く)ので、通常の産廃処理ルートと異なり、家電リサイクル法に則り、小売店等を通じ所定のリサイクルルートに乗せる必要がある。

(社有地での保管)

問 21. 産業廃棄物(無害なもの)を社有地へ放置しておくのは違反になるのか。

(答) 産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理廃棄物などの区分に関係なく、指定場所以外に「放置」された廃棄物は不法投棄となる可能性があり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第四章雑則および第五章罰則で規定されている。

例え、無害であっても、また自分の所有する敷地内であっても、産業廃棄物は「保管」の基準に従って、保管しなければならない。

(法第 12 条第 2 項、規則第 8 条(産業廃棄物保管基準))

なお、本法律を受け、地方自治体によっては、さらに細かな保管場所に関する規定のある場合があるので、事前の確認が必要である。

保管基準のポイントは、

- ① 保管場所の周囲に囲いを設けること。
- ② 保管場所の見やすい所に掲示板を設けること。
- ③ 保管場所から廃棄物が、飛散、流出等がないよう所要の処置を講ずること。
- ④ 産業廃棄物の保管高さの上限を超えないこと。(屋外で容器に入れずに保管するとき)
- ⑤ 保管数量の上限を超えないこと。

などがある。

4. 処理・処分

(塗装材やシール材の空き缶等)

問 22. 塗装材やシール材の空き缶等の取扱いについて説明してほしい。

(答) 有機物等が混入・付着したものは管理型品目の産業廃棄物であり、金属くずとして安定型処分場で処分することはできない。しかし、空き缶の廃塗料が固形状であれば「金属くず」と「廃プラスチック類」の混合物であり、有害物質などの混入・付着がなければ「安定型処分場」で処分できる。なお、付着塗料が極めて少量の場合は、「金属くず」として破碎し、マテリアルリサイクルされる場合もある。なお、空き缶の廃塗料が液状の場合は、「金属くず」と「廃プラスチック類」と「廃油」の混合物であり、塗料以外の不純物が混合して泥状になった場合は、「金属くず」と「汚泥」と「廃油」(油分 5%以上を含むとき)の混合物であり、ともに許可業者に委託して処分する必要がある。

(指定処分の場合の留意事項)

問 23. 官庁発注の工事を受注して、処分場を指定された。この場合どのような留意が必要か。

(答) 処分場が指定されている場合であっても、排出事業者として、その処分場が工事に伴って発生する産業廃棄物を処分する許可を有し、能力を備えているか

を確認する必要がある。また、処分場の指定、自由に関わらず諸手続き（委託契約等）は当然排出事業者が行い、その処理責任は排出事業者が負わなければならない。

指定された処分場が条件に合致しない場合は、発注者と協議して条件に合致した処分場と委託契約を結ぶ必要がある。

（下請業者による処理）

問 24. 型枠の残材を型枠業者に処理させているが問題ないか。

（答）工事現場で発生した産業廃棄物の処理責任は元請業者にあるので、下請業者が発生させた残材であっても、下請業者にそのまま処理させることは出来ない。

その下請業者が産業廃棄物処理業（収集運搬及び処分）の許可を持っている場合は、委託契約を締結した上で、収集運搬及び処分を委託することが出来る。

（排出業者は元請業者）

問 25. 民間工事で、施主より総合商社 A 社が請負った工事について、躯体工事をゼネコン B 社が、また設備工事を C 社が A 社との下請負契約に基づいて施工している。この場合の排出事業者は誰になるのか。

（答）A 社が建設工事における元請業者にあたるため、A 社が排出事業者となる。

なお、発注者より B 社が躯体を、C 社が設備をそれぞれ直接請負った場合は B 社、C 社それぞれが排出事業者となる。

（一括処理）

問 26. 複数の事業場を有する事業者が、各事業場から発生する産業廃棄物を一つの事業場に集めて処分する場合、自己処理に該当するか。また、当該産業廃棄物の運搬について収集運搬業の許可は必要か。

（答）自己処理に該当する。運搬については、自ら行えば収集運搬業の許可は不要である。しかし、運送会社に運搬させる場合は、許可業者に委託しなくてはならない。

（資材納入業者）

問 27. 建材店等が建設資材を建設業者に納入した際に、その建設業者から納入した資材の梱包材や端材等を廃材として持ち帰るよう依頼された場合、許可の取扱いはどうなるか。

（答）元請業者は、排出事業者責任において、廃材を納入業者に持ち帰らせてはならない。ただし持ち帰らず場合は、建材店等が建設業者から、その廃材の処理を委託されたことになるので、収集運搬業、場合によっては処分業の許可が必要である。

(C C A 処理木材)

問 28. C C A 処理木材はどう処理すればいいのか。

(答) C C A 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性がある部分を含めてこれを全て C C A 処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。(注: C C A 処理木材: 防腐・防蟻のためクロム、銅およびヒ素化合物系木材防腐剤を注入した木材)

(有償譲渡できない物での土地造成)

問 29. 他人に有償譲渡できない性状の物を使って土地造成を行う者がおり、この者が「自ら利用」するので違法でないと主張した場合、そのとおりか。

(答) 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断指針(通知)によれば、「建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できる物でなくとも、自ら利用に該当するものである。」とされており、計画的な再生利用において利用用途に照らして適正な性状を有しているものを使用することは、違法ではない。しかし、利用用途に照らして適正な性状を有していない物を排出事業者が使用することは「自ら利用」に該当しない。したがって、この場合の土地造成が廃棄物の不法な埋立処分に該当するかどうかは、使用されたものが利用用途に照らして適正な性状を有しているかどうかで判断される。廃棄物を「自ら利用」することについては、法的なものなどいろいろ制約がある。それは、「自ら利用」を隠れ蓑に廃棄物の不法投棄などの不適正処理が多いからである。法解釈の違いから、予期しないトラブルに発展することもあるので、事前に地方自治体の環境部局等と相談するのがよい。

(コンクリート塊の運搬・保管)

問 30. コンクリート解体材を再資源化する目的で、運搬・保管するのに、許可業者でなく一般ダンプ業者に運搬させたら違反になるか。

(答) 運搬・保管するコンクリート解体材が解体したままの状態での運搬であれば産業廃棄物の「がれき類」に相当するので違反になる。すでに解体材が粒度調整等適正に処理され、有償譲渡されたものであれば違反ではない。

(コンクリート塊の埋立処分)

問 31. 現場で発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊をそのまま現場内で埋立処分することは可能か。

(答) 現場で発生したコンクリート塊等の処理を行わずにそのまま現場内に埋め立てることは、産業廃棄物を不適正に処分することになり、廃棄物処理法上の不法投棄になる。

現場内でコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等を再生利用した

い場合は、破碎、粒度調整等により、利用用途の要求品質に応じた性状とし、施工計画書等で再生利用を明確にすることにより、再生砕石等として現場で埋戻し材、仮設材等に再生利用することが出来る。

なお、この際、現場で移動式の破碎機を元請が設置し、実際に操作している場合は廃棄物処理法の施設設置許可は不要だが、その操作を下請業者に行わせる場合は、下請業者は移動式の産業廃棄物処理業の許可が必要である。

(木材チップの運搬)

問 32. 木くずをチップ化して搬送する場合、収集運搬の許可は必要か。

(答) 木くずをチップ化することによって有償で譲渡され、譲渡先において確実に利用されているものは、現場に譲渡先が受け取りに来た場合は、渡した時点で、廃棄物ではなくなるため、当該チップの収集運搬について廃棄物処理法の適用は受けない。したがって、収集運搬の許可は不要である。

しかし、排出事業者が譲渡先まで運ぶ場合は、譲渡先に引き渡すまでは廃棄物なので、自ら運搬の場合を除き、収集運搬の許可は必要である。

なお、有償で譲渡された形態を装っても、それが実際には空地に放置されたり山林に投棄されたりした場合には、廃棄物の不適正な処理に該当し、脱法的な行為に加担した売却者も無許可業者へ処理委託をしたとして廃棄物処理法の委託基準違反を問われることとなる。

(一括支払い1)

問 33. 委託処理で二者契約を行っているが、処理費の支払いは処分費も含めて収集運搬業者に一括して支払っているが差し支えないか。

(答) 大阪府の「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」第3条に「知事は、契約に基づく料金を受託者にそれぞれ直接支払うよう指導する」がある。また、処分業者に適正な対価が支払われず、結果的に不適正処理が起きたときには、排出事業者が措置命令（法第19条の6）の対象となる可能性がある。さらに廃棄物処理法の改正（平成9年）で委託契約書に処理料金の明示が義務付けられた。このように、廃棄物処理法の目的や行政指導等は直接支払い（個別支払い）を行うことであり、日建連は、現場点検等で会員会社に対し、処理費の直接支払いをお願いしている。

(一括支払い2)

問 34. 杭工事で発生する汚泥の処理について、委託契約（二者契約）とマニフェストの発行は直接元請業者が排出事業者として行っているが、処理費の支払いは杭工事業者を経由して支払っても良いか。

(答) 杭工事業者が倒産した場合の支払いリスクを予防するためにも、汚泥の処理

費を杭工事費から分離して杭工事業者と下請契約を締結し、委託契約に基づいて元請業者が直接処理業者に支払うことを、日建連では会員会社に対しお願いしている。

5. アスベストの処理

(みなし対策)

問 35. 建築物の解体作業において「石綿が吹き付けられていないことが明らかである場合において、石綿が使用されているとみなして労働安全衛生法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずる場合は、分析調査は不要」と石綿則で書かれているが、その場合の対策は、石綿則で規定している全ての対策を行うことが必要となるのか。例えば、届出、教育、作業主任者、保護具、湿潤化、隔離等。

(答) 建材の種類に応じた対策が全て必要である。「石綿が使用されているとみなして対策を講じる」とは、建材の種類による作業レベルに応じた対策（措置）を講じることである。石綿則が改正になり、吹付け材（レベル1）が無くても、レベル2の石綿等の切断等の作業を伴う保温材、耐火被覆材等の除去の作業についても隔離の必要な建材が規定されたので、作業には注意が必要である。

ものによっては計画・届出、特別教育、作業主任者、保護具、湿潤化、隔離等が必要になる。実際の対応に際しては、事前に自治体の環境部局等に相談する。

(身支度等)

問 36. 収集運搬時の身支度等はどうすればいいでしょうか。

(答) 特に明確に定まっていない。手積みの時には手袋、呼吸用保護具（防じんマスク）等を装着することが望ましい。

(帳簿の備え付け)

問 37. 発生した産業廃棄物を現場外にて自ら利用など、再生利用する場合、気をつけなければならないことは何ですか。

(答) 自ら利用や譲渡による再生利用であっても、発生現場外にて産業廃棄物の処分、または、再生利用を行う場合は、帳簿の作成および保存が必要である。

公衆災害対策委員会
環境公害対策部会
環境専門部会名簿
(2025年1月7日現在)

主査	阪本 廣行 (フジタ)
副主査	檜山 博昭 (五洋建設)
委員	迫田 昭文 (東鉄工業)
委員	伊藤 潤 (大成建設)
委員	藤井 健二 (大本組)
委員	渡部 志織 (不動テトラ)
委員	大西 健司 (大林組)
委員	齊藤 秀俊 (前田道路)

建設廃棄物適正処理の手引き (第17回改訂版)

1982年1月 初版発行
2021年11月 第16回改訂版発行
2025年6月 第17回改訂版発行

編集 一般社団法人 日本建設業連合会
公衆災害対策委員会
環境公害対策部会
建設三団体安全対策協議会

発行 一般社団法人 日本建設業連合会
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1
東京建設会館内
TEL 03(3551)8812 FAX 03(3551)0494
<http://www.nikkenren.com/>
